

危機管理マニュアル

(令和7年1月改訂版)



愛媛県立丹原高等学校

〒791-0502 西条市丹原町願連寺 163 番地

TEL 0898-68-7325 FAX 0898-68-0675

目 次

マニュアルの基本的事項・・ 1

I 事前の危機管理

1 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3

(1)地域の現状 P2	(2)地域の災害履歴 P2	(3)本校の現状 P3
(4)緊急避難場所、避難所の指定状況 P3	(5)想定される危機事象 P3	

2 危機の未然防止対策・・ 4～10

(1)未然防止のための体制 P4	(2)点検 P6	(3)傷病者発生防止対策 P7
(4)犯罪被害防止対策 P8	(5)消防計画 P9	(7)様々な局面における未然防止対策 P10

3 危機発生に備えた対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～22

(1)緊急時の体制整備 P11	(2)施設・設備・備品の整備 P14	(3)家庭・地域・関係機関等との連携 P17	
(4)避難計画・避難訓練 P18	(5)教職員研修 P19	(6)防災機器の使用等方法等 P19	(7)安全教育 P22

II 発生時（初動）の危機管理

1 傷病者発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23～25

(1)基本的対応 P23	(2)一次救命措置の手順 P23	(3)頭頸部外傷への対応 P24
(4)熱中症への対応 P24	(5)食物アレルギーへの対応 P25	

2 犯罪被害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26～27

(1)不審者侵入時の対応 P26	(2)近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応 P27
(3)学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応 P27	

3 交通事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

(1)生徒が交通事故に遭った場合の対応 P28	(2)教職員が交通事故に遭った場合の対応 P28
-------------------------	--------------------------

4 災害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29～32

(1)火災発生時の対応 P29	(2)気象災害発生時の対応 P30	(3)地震発生時の対応 P31
(4)その他の危機事象発生時の対応（弾道ミサイル） P32		
(5)校外学習中・学校行事開催中における事故災害等発生時の対応 P32		

III 事後の危機管理

1 事後（発生直後）の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33～37

(1)安否確認 P33	(2)引渡しと待機 P34	(3)生徒・保護者・報道機関への対応 P35
(4)教育活動の継続 P36		

2 心のケア・・ 38

(1)生徒の心のケア P38	(2)教職員の心のケア P38
----------------	-----------------

3 報告・調査・評価・検証・再発防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38～39

(1)県教委への報告、支援要請 P38	(2)基本調査の実施等 P38	(3)評価・検証・再発防止 P39
---------------------	-----------------	-------------------

IV 避難所マニュアル・参考資料

1 避難所開設・運用マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40～46

(1)収容人数及び備蓄品 P40	(2)災害対応の設置物 P40	(3)避難所運営の流れ P40
(4)学校施設の利用計画 P41	(5)避難所運営の流れ P45	(6)避難所受入れ手順 P46

2 参考資料・・ 47

(1)文部科学省等	(2)環境省等（アレルギー、熱中症）	(3)愛媛県	(4)西条市
-----------	--------------------	--------	--------

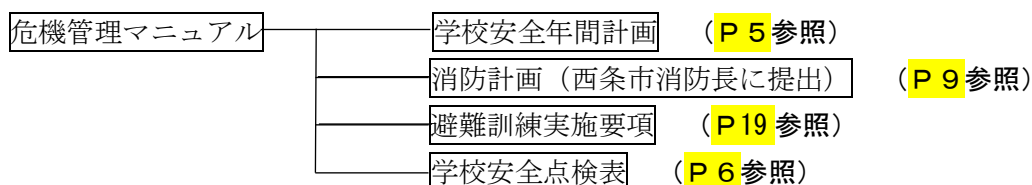
マニュアルの基本事項

1 目的

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的とし、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成する。

2 位置付け

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、その他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合性を図り、学校安全を推進する。



3 基本方針

- (1) 施設・設備の安全管理、備蓄品の整備、実践的な訓練、研修、関係機関との連携等により、組織的な危機管理体制を構築し、危機発生時の未然防止と備えを万全にする。
- (2) 危機発生時には、生徒及び教職員の命を守ることを最優先し、本マニュアルにない事態が発生した場合は、最も適切と考えられる措置を講じる。
- (3) 危機収束後には、被害生徒の支援、再発防止、学校再開に向けた対策を講じる。

4 運用方法

(1) 教職員・関係者等への周知

- ア 校長は、教職員に本マニュアルを配布し、職員会議や研修等で周知徹底する。
- イ 校長は、学校安全年間計画に従い、避難訓練や安全教育を行う。
- ウ 校長は、本マニュアルをホームページに掲載し、保護者や関係機関に周知する。

(2) 本マニュアルの保管方法

- ア 電子データは、「学習系」→「NAS」→「教職員共有」フォルダに保管する。
- イ 紙データは、各教職員に配布する。また、職員室内の「非常持出袋」に 5 部保管する。

(3) 本マニュアルの見直し、改善

定例見直し	年度当初、避難訓練実施後、関係機関との協議後
随時見直し	文部科学省の「作成の手引き」、関係機関の防災計画やマニュアル等の改訂されたとき 近隣における事故や犯罪の発生など起こり得るリスクに変更があったとき マニュアルの見直し、改善に役立つ情報を入手したとき

(4) 改訂履歴

- 平成 25 年 4 月 1 日 『学校防災マニュアル作成の手引き』に基づき作成
- 令和 2 年 6 月 1 日 『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』に基づく改訂
- 令和 4 年 10 月 1 日 『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』に基づき改訂
- 令和 7 年 4 月 1 日 『学校防災教育実践モデル地域研究事業』拠点校への指定に基づき改訂

I 事前の危機管理

1 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握

(1) 地域の現状

本校の位置する西条市は、加茂川、中山川が流れており、その支流も含め、山間部では土砂災害の危険性がある。臨海部は新田開発で造成された地域が多いため海抜が低く、津波や高潮被害の可能性がある。南海トラフ地震は、30年以内に約80%の確率で発生すると予想されており、西条市の想定震度は6強～6弱、津波は最大3.4m（壬生川駅付近）である。なお、津波到達時間は、20cmが11分、1mが3時間55分、3.4mが6時間45分と想定されている。また、地震に伴って山間部以外は幅広く液状化現象が発生する可能性がある。

(2) 地域の災害履歴

ア 南海トラフ地震（概ね90年～150年の間隔で発生）※月日は太陽暦（P11参照）

慶長地震 107年後 (1605年2月3日)	地震による陸地の揺れはほとんど記録されていない。千葉県から九州に至る太平洋岸に大津波が襲来し、溺死者は約5,000～10,000名とされる。
宝永地震 102年後 (1707年10月28日)	M8.4～8.9。新田は地盤沈下と堤防破損の被害を受けた。大明神川河口方面でも、地震と高潮の被害により、左岸の高須と樋ノ口に住んでいた2戸が六反地に移住した。地震の49日後に富士山が噴火。地震による死者は約5,000名。
安政南海地震 147年後 (1854年12月24日)	M8.4。大新田で被害が大きく、堤防が決壊し、人家が倒壊した。復旧には1年余の日時を要し、総工費は大新田村の年貢の約4年分に相当した。
昭和南海地震 92年後 (1946年12月21日)	M8.0。壬生川町で死者5人、負傷者15人、全壊半壊家屋570戸、国安村で死者4人、負傷者10人、全壊半壊家屋84戸。壬生川町では55cmの地盤沈下。飲料水や水田への塩分の浸透、豪雨・高潮時の浸水が引き起こされた。



イ 風水害、土砂災害

平成10年台風10号 (2004年10月17～18日)	総雨量330.5mm、時間最大雨量50mm。収穫後の稲藁が流れて各所で堰となり、三津屋下半分と北条新田新興住宅地が水浸しになった。壬生川の一部を含めて床上浸水40戸、床下浸水972戸。
平成16年台風21号 (2004年9月29日)	西条市内では1時間に75.5～150mmの記録的な集中豪雨となり、中山間地の斜面崩壊、土石流、浸水被害が発生した。山間部では至る所で土砂災害が発生し、道路が崩壊し、孤立した集落が多く発生するとともに、家屋の倒壊及び人的被害をもたらした。死者5人、重傷2人、住宅の全壊23棟、半壊91棟、一部破壊8棟、床上浸水489棟、床下浸水2,121棟。
平成30年7月豪雨 (2018年7月7日)	西日本豪雨により11府県で大雨特別警報。土石流、地滑り、がけ崩れが頻発した。全国で死者237名、全半壊6,767戸。愛媛県では死者33名。

(事前) 1 現状 (本校の現状、避難所等の指定状況)

(3) 本校の現状

ア 概略

本校の標高は 14.2m であり、西条市の津波被害最大想定が 3.4m であることから、津波被害の可能性は低い、液状化現象発生の想定地域となっている。伊方原子力発電所からの距離は約 80km であり、緊急防護措置を準備する区域〔UPZ〕約 30km の外にある。西条市からは、緊急避難場所及び避難所に指定されている。

イ 生徒の通学状況 (P 4 参照)

各学年の入学定員 160 名。9 割以上の生徒が地域の 6 中学校の出身者であり、自転車又は徒歩で通学している。一方で、約 5% の生徒は JR を利用している。

ウ 教職員の状況

校医、茶華道指導者等を除く教職員は 60 名弱である。そのほとんどは自家用車で通勤しており、約 4 割強は西条市外に居住している。

(4) 緊急避難場所、避難所の指定状況

ア 緊急避難場所 (合計 12,188 名)

	収容人数	地震	土砂	洪水	高潮	津波	火災
校舎・体育館	3,793 名	×	○	○	○	○	×
運動場	8,395 名	○	○	○	○	○	○

イ 避難所 (合計 1,517 名) (→避難所 P 40~41 参照)

本館 (620 名)	第 2 教棟 (560 名)	体育館 (267 名)	武道場 (70 名)
------------	----------------	-------------	------------

ウ 校舎

使用可	本館	昭和 47 年度完成, 昭和 52 年度増築, 平成 26 年度耐震工事
	第二教棟	昭和 53 年度完成, 昭和 58 年度増築, 平成 27 年度耐震工事
	農業科特別教棟	昭和 61 年度完成
	体育館	昭和 55 年度完成
	武道場、クラブハウス	昭和 56 年度完成
	記念会館	平成 2 年度完成
使用不可	音楽教棟	昭和 39 年度完成
	農業科教棟	昭和 46 年度完成、令和 7 年度取り壊し

エ 近隣の津波避難ビル

多賀小学校	263 名	校舎 3 階部分
壬生川小学校	510 名	校舎 3 階部分
平安祭典西条西セレモニー会館	420 名	屋上、3 階会議室など
ターミナルホテル東予	200 名	2 階以上の階段・廊下ロビー、レストランなど
HOTEL AZ 愛媛東予店	80 名	2 階以上の廊下 (中央階段より北側部分)

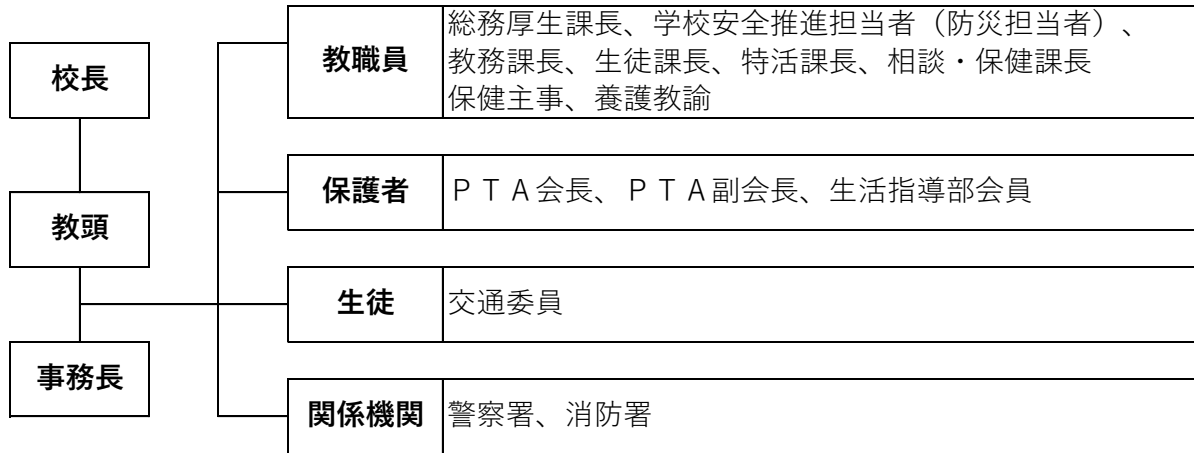
(5) 想定される危機事象

生活安全	犯罪被害 (不審者侵入・犯罪予告)、傷病の発生 (熱中症、けが)、食物アレルギー、食中毒など
交通安全	自動車事故、自転車事故、その他の交通事故など
災害安全	地震・津波災害、洪水、火災、気象災害、液状化現象など
その他	感染症、弾道ミサイル発射など

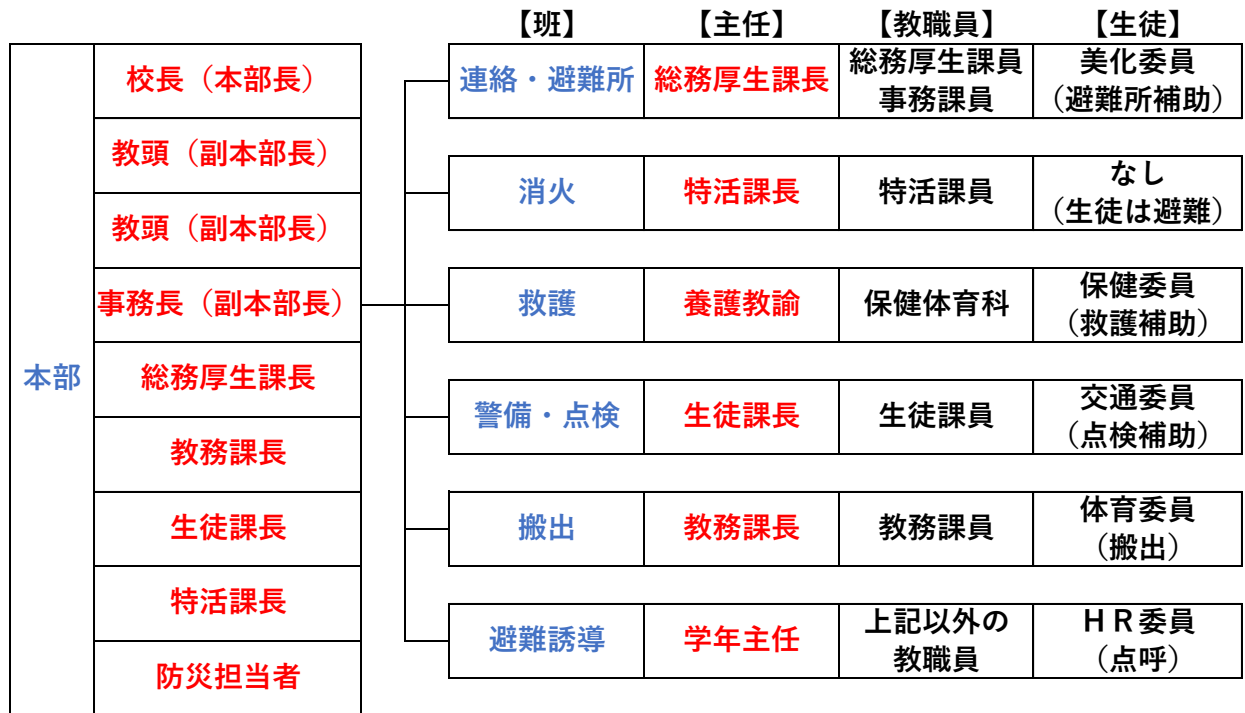
2 危機の未然防止対策

(1) 未然防止のための体制

ア 学校安全委員会



イ 災害対策本部 (P12 参照)



ウ 学校安全年間計画 (P1参照)

		4月	5月	6月	7・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安 全	保健体育	・体育施設及び器具の安全点検 ・感染症予防対策	・体力テスト時の安全確認	・グループマッチの安全対策	・熱中症対策運動会準備時の事故防止	・運動会準備、競技の安全確認	・体育施設及び器具の安全点検	・インフルエンザ対策	・グループマッチの安全対策	・体育施設及び器具の安全点検	・丹高マラソン大会における健康と安全対策	・体育施設及び器具の安全点検
	理科	・施設、設備の管理(点検及び整備)	・熱源の取扱と使用上の注意	・器具、器材の安全な使い方	・薬品(毒物、劇物)の管理及び点検	・施設、設備の管理(点検及び整備)	・熱源の点検、整備	・薬品(毒物、劇物)の取扱と使用上の注意	・器具、器材の安全な使い方	・熱源の取扱と使用上の注意、点検、整備	・薬品(毒物、劇物)の管理及び点検	・施設、設備の管理(点検及び整備)
	家庭	・食生活の安全(2年)	・調理実習における安全(2年)	・子どもの生活と安全(1年)	・高齢社会と安全(1年)	・被服の安全(1年)	・安全で快適な住生活(2年)	・調理実習における安全(1年)	・食の安全と衛生(1年)	・安全で快適な住生活(1年)		
	農業(園芸科学科)	・施設、設備、機器、農機具、農薬、薬品の取扱上の注意	・公用車、水田関係機器の整備、点検	・梅雨期前の農場整備及び危険箇所の確認	・暴風雨対策 ・関係諸帳簿の整理	・施設、設備、機器、農機具、農薬、薬品の点検	・ボイラー設備の点検 ・公用車、水田関係機器の整備、点検	・暖房機器の点検及び取扱上の注意	・暴風雪対策	・施設、設備、機器、農機具、農薬、薬品の点検 ・危険箇所、修繕箇所の調査	・管理場所、設備、機器の修理 ・公用車の点検、修理	・管理場所、設備、機器の整備 ・諸帳簿の整理
	ホームルーム活動		・携帯安全教室 ・交通安全教室	・非行防止教室 ・薬物乱用防止教室			・防災講演会					
教 育 指 導	主な学校行事	・新入式 ・始業式 ・入学式 ・新入生初エンタメ ・部活動紹介 ・遠足(3年生修学旅行) ・文化部 ・体育部結成 ・苗販売 ・生徒総会 ・家庭クラブ総会	・農業クラブ入会式 ・総会 ・PTA総会 ・授業公開 ・避難訓練	・県総体 ・1学期末考査 ・農業クラブ校内大会 ・修学旅行(2年)	・グループ結団式 ・グループマッチ ・終業式、避難訓練 ・丹高オーブンスクール ・始業式 ・定期演奏会	・運動会 ・人権・同和教育講演会 ・保健に関する講話 ・就職選考開始 ・生徒会選挙	・2学期中間考査 ・保健に関する講話 ・菊花展 ・避難訓練	・丹高祭 ・授業公開	・2学期末考査 ・グループマッチ ・避難訓練 ・終業式	・始業式 ・学年末考査(3年)	・丹高マラソン大会 ・農家訪問(園芸科学科) ・学校保健安全委員会 ・学年末考査(1・2年) ・卒業式予行 ・同窓会入会式	・卒業式 ・クラスマッチ ・終業式
	課外指導	・登下校の安全指導 ・交通指導 ・自転車点検 ・遠足時の保健・安全指導	・安全・衛生意識の高揚 ・交通指導	・交通指導 ・修学旅行の健康・安全指導(2年)	・中高合同登校指導 ・夏休みの生活と安全指導 ・落雷と熱中症の対策	・中高合同登校指導 ・交通指導	・交通指導 ・運転免許取得説明会	・運動部生徒の健康・安全指導 ・中高合同登校指導	・冬休みの生活と安全指導 ・交通指導	・交通指導	・ボランティア活動における安全指導 ・交通指導	・春休みの生活と安全指導 ・交通指導 ・指導の問題点と次年度の課題の把握
	部活動	・運動部生徒の健康 ・安全指導 ・新入部員オリエンテーション	・活動場所・用具等の安全点検	・活動場所・用具等の安全点検 ・部室の整頓と安全点検	・部活動における健康管理と安全対策 ・合宿・遠征等における健康・安全指導	・活動場所・用具等の安全点検	・活動場所・用具等の安全点検	・活動場所・用具等の安全点検	・活動場所・用具等の安全点検	・活動場所・用具等の安全点検	・活動場所・用具等の安全点検	・活動場所・用具等の安全点検
安 全 管 理	対人管理	・危機管理体制の確認 ・救急体制の確認 ・要配慮生徒の確認 ・体験活動賠償責任保険への加入	・安全な生活 ・携帯電話の利用の仕方 ・交通安全	・学校生活の規律と安全 ・部活動における安全 ・薬物乱用防止 ・修学旅行における安全(2年)	・校外生活の安全 ・落雷と熱中症の対策 ・長期休業中の生活と安全 ・地震災害に対する心構え	・体育活動の安全 ・落雷と熱中症の対策	・潜在的危険に対する注意喚起 ・交通安全	・非常災害時の安全対策 ・津波防災の日(初期対応訓練)	・校外生活の安全 ・長期休業中の生活と安全 ・火災への対応	・学校環境の安全	・事故防止の意識高揚 ・マラソン大会、農家訪問、ボランティア活動における安全対策	・校外生活の安全 ・長期休業中の生活と安全 ・安全な生活における反省と今後の課題
	対物管理	・校内施設の安全点検 ・AEDの管理と点検	・校内施設の安全点検 ・AEDの管理と点検	・校内施設の安全点検 ・AEDの管理と点検 ・定期水質検査	・校内施設の安全点検 ・AEDの管理と点検 ・電気設備点検 ・消防施設点検	・校内施設の安全点検 ・AEDの管理と点検 ・体育用具の点検・整備	・校内施設の安全点検 ・AEDの管理と点検	・校内施設の安全点検 ・AEDの管理と点検	・長期休業中の生活と安全	・校内施設の安全点検 ・AEDの管理と点検 ・火気点検	・校内施設の安全点検 ・AEDの管理と点検 ・火気点検 ・受水槽点検	・校内施設の安全点検 ・AEDの管理と点検 ・火気点検 ・消防施設点検
学校安全に関する組織活動及び研修		・学校安全年間計画の確認 ・校内巡視 ・交通委員 ・交通委員会 ・JRバス通学生指導	・校内巡視 ・第1回生徒指導連絡協議会 ・避難訓練	・校内巡視	・校内巡視 ・避難訓練 ・地震災害に対する心構え ・心肺蘇生法講習会	・校内巡視 ・JRバス通学生指導	・校内巡視 ・交通委員会 ・第2回生徒指導連絡協議会 ・避難訓練	・校内巡視	・校内巡視 ・避難訓練 ・消火訓練 ・学校保健安全委員会	・校内巡視 ・JRバス通学生指導	・校内巡視	・校内巡視

(2) 点検

ア 定期の安全点検(学校保健安全法施行規則第28条第1項に基づく)(P1参照)

- (ア) 每学期1回以上(7月、10月、1月)実施する。
- (イ) 管理責任者は、教室・準備室等、手洗い・トイレ、薬品、ガス、その他について点検し、総務厚生課長に「学校安全点検表」を提出する。
- (ウ) 総務厚生課長は、学校安全点検表の内容を確認し、必要に応じて事務長と連携して改善を図る。

イ 臨時の安全点検(学校保健安全法施行規則第28条第2項に基づく)

- (ア) 学校行事の前後、暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時、近隣での危害のおそれのある犯罪(侵入や放火など)の発生時などに実施する。
- (イ) 検査項目は、必要に応じて設定する。

ウ 日常の安全点検(学校保健安全法施行規則第29条に基づく)

- (ア) 教室など生徒が日常的に使用する施設・設備を対象に、日常的に実施する。
- (イ) 全教職員が実施し、危険箇所があれば事務課長に報告する。

エ その他の点検

- (ア) 建築基準法第12条に基づく建築物の定期点検〔事務課〕
建築物〔敷地、構造〕(3年以内ごと)、建築設備〔給排水設備、換気設備〕(1年以内ごと)、防火設備〔防火扉、防火シャッター〕(1年以内ごと)
- (イ) 消防法第8条に基づく消防用設備等の定期点検〔事務課〕
防火管理者を定め、西条市消防長に消防計画を提出する。変更がある場合は、再提出する。また、消防用設備等(消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯、非常放送設備、避難器具)の機能を維持管理するために、機能点検(8月)及び総合点検(3月)を実施し、点検結果を3年に1回、西条市消防長に報告する。
- (ウ) 避難経路の定期点検〔総務厚生課〕
避難経路(廊下、階段、出入口等)の確保(避難を妨げるロッカー、机等を置かない)、校舎の一部損壊を想定した複数の避難経路の設定
- (エ) 通学路の定期点検〔生徒課〕
生徒、保護者、地域から得られる各種ヒヤリ・ハットの情報や過去の事故等の発生に関する情報を蓄積、活用し、災害危険箇所(ブロック塀の倒壊、道路の冠水の恐れ等)、不審者危険箇所(死角、街灯の有無等)、交通危険箇所(見通しの悪い交差点等)を確認
- (オ) AEDの点検〔相談・保健課、事務課〕
養護教諭が日常点検を実施する。事務課が消耗品の交換を実施する。

オ 危険箇所への対応

- (ア) 把握した危険箇所について、校内で対応可能なものは速やかに改善する。校内のみで対応困難なものは、学校安全委員会で分析・対策・管理し、関係機関の協力を得て改善する。
- (イ) 安全点検の具体的な内容や、問題が明らかになったときの対応、危険箇所が放置されていないかなどについて、学校安全委員会で評価し、改善に努める。

(3) 傷病者発生防止対策

ア 突然死や負傷などの防止 (→発生時 P23 参照)

- (ア) 定期健康診断の結果等を的確に把握し、年度初めに教職員で情報を共有する。
- (イ) 顧問等は、運動前に体調チェックを行うなど、生徒の健康状態を把握する。

イ 頭頸部外傷の予防 (→発生時 P24 参照)

- (ア) 顧問は、種目特有の危険要因を見極めた指導計画を立て、適切な練習内容を設定する。
- (イ) やむを得ず顧問が不在のときは、事故の起きやすい活動内容を避ける。

ウ 熱中症の予防 (→発生時 P24 参照) ※熱中症予防強化月間 (7月)

- (ア) 暑さ指数 (WBGT) を測定する機器を保健室に設置する。(令和3年2月文部科学省通知)



WBGT測定器 (保健室)



湿温度計 (体育館)

- (イ) 環境温湿度等を測定し、「熱中症予防運動指針」(日本スポーツ協会) や「熱中症予防情報サイト」(環境省) 等を参考に運動を行う。

運動指針	対応	WBGT	気温 (参考)
原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。	31℃～	35℃～
嚴重警戒	持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。	28℃～	31℃～
警戒	積極的に休息をとり、水分・塩分を補給する。	25℃～	28℃～
注意	運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	21℃～	24℃～
ほぼ安全	適宜、水分・塩分を補給する。	21℃未満	24℃未満

- (ウ) 運動前に健康観察を行い、体調の悪い生徒は暑い中で無理に運動をさせない。
- (エ) 梅雨明け等急に暑くなったときは暑さに慣れていないため、軽めの運動から慣らしていく。
- (オ) **暑さ指数 (WBGT)** 等を用い、体育的行事や体育、部活動の実施可否を判断する。

- ① 教頭、保健主事、特活課長、保健体育科長、養護教諭が中心となり、内容変更や中止・延期を協議し、その具申を受けて校長が決定する。
- ② 体育的行事は当日の朝までに判断し、教職員、保護者、生徒にマチコミ等で伝達する。
- ③ 体育や部活動は、活動中の中止を含めて臨機応変に判断し、担当教師や顧問に伝達する。

- (カ) 学校管理下において熱中症疑いにより救急搬送した場合、熱中症 (疑いも含む) により入院した場合は、所定の報告様式により、メッセージで県教委保健体育課に報告する。集団発生事例や重症事例の場合は、まずは電話で第一報を連絡する。(令和5年5月県教委通知)

エ 食物アレルギー・アナフィラキシーの予防 (→発生時 P25 参照)

- (ア) 食物アレルギーの情報を的確に把握し、年度初めに教職員で情報を共有する。
- (イ) アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態になることがあり、迅速かつ適切な対応が求められるため、対象生徒がいれば「**エピペン**」の使い方などの研修を行う。
- (ウ) アレルギー対応委員会において、アレルギー対応について協議し、医師が作成した管理指導表を活用して、次のとおり対応する。
- ① アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な生徒の把握
 - ② 管理指導表の保護者への配布、主治医による記載、学校への提出
 - ③ 管理指導表に基づく校内での取組の検討、保護者との面談、取組プランの決定
 - ④ 全教職員による取組プランの共通理解、取組プランに基づく実施
- (エ) 調理実習や修学旅行等の際は、特に食物アレルギーを有する生徒に配慮する。

(4) 犯罪被害防止対策

ア 不審者侵入の防止 (→発生時 P26 参照)

- (ア) 校門及び校舎入口の管理
- ・生徒は全員、正門から登校する。
 - ・校舎は、「**SECOM (0897-34-4440)**」の警備システムを採用し、不審者の侵入を防止する。
- (イ) 来校者の管理
- ・来校者向けに、必ず受付に来るよう正門に案内を掲示する。
 - ・事務室受付にて、来校者に「**来訪者受付表**」への記入を求め、用件を確認する。
 - ・来校者に「**校内立入許可証**」を渡し、識別のため着用を求める。
 - ・保護者来校時は、必要に応じて受付を設け、来校者の確認を行う。

イ さすまたの保管場所

①職員室



②事務室



③業務員室



ウ インターネット上の加害者・被害者にならないための対策

- (ア) 警察庁や文部科学省のウェブサイト等で最新事例や統計情報等を入手し、指導に反映する。
- (イ) ホームルーム活動や非行防止教室を通し、啓発に努める。

(事前) 2 未然防止対策(消防計画)

(5) 消防計画〔抜粋〕(P 1 参照) ※西条市消防長に提出

※下記の担当者変更時に、「消防計画作成(変更)届出書」「消防計画」を2部提出

ア 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、愛媛県立丹原高等学校における防災管理業務について必要事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

イ 防火管理責任組織及び自衛消防隊編成表

(ア) 管理権原者(校長)

(イ) 防火管理者(教頭)

(ウ) 自衛消防の組織と任務分担(P 4 参照)

係別	任務内容
本 部	・各班を統括し、適切確実に活動させる。
連絡通報	・災害発生に際し、敏速正確に各種の情報収集、状況把握を行い、関係方面に通報し、本部の指令を伝達する。
避難誘導	・混乱防止と避難誘導に当たる。 ・所定の場所において待機し、本部の要請に応じて各班の支援に当たる。
消 火	・災害の未然防止に努めるとともに、災害発生の場合は、担当部署の消火や安全確保などに当たる。
搬 出	・重要度に応じ、物品を所定の位置に搬出し、被害を最小限にするよう努める。
救 護	・負傷者の応急手当てに当たる。
警 戒	・警備線を設けて防災活動を円滑にし、搬出物の警備に当たる。

ウ 防災教育の実施時期及びその内容(P 19 参照)

対象者	実施時期	内容
生徒・教職員	7月	(1) 消防計画の周知徹底
	12月	(2) 火災予防上の遵守事項
新期職員	その都度	(3) 各自の任務及び責任の周知徹底 (4) 震災対策に関する基本的事項 (5) その他必要な事項

エ 訓練の実施時期及びその内容(P 19 参照)

訓練種別	時期	内容
総合訓練	7月	消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施し、必要と認める場合は消防機関への指導を要請する。
	12月	
部分訓練	消火訓練	適宜 消火器具の取扱要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
	通報訓練	適宜 消防機関への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。
	避難訓練	適宜 誘導要領及び避難器具の設置要領の習熟を図る。

(6) 様々な局面における未然防止対策

ア 各教科の学習時間・休み時間等における対策

- (ア) 各教科の特性に応じた安全対策を講じる。
- (イ) 休み時間や清掃時間、放課後に必要に応じて巡視を行い、安全を確認する。

イ 校外活動に際しての対策(→発生時P32、事後P34参照)

- (ア) 当該地域のリスクについて調査し、計画書に避難場所や連絡先を明記する。
- (イ) 想定される事故・災害等が発生したときの避難経路、避難場所、情報収集手段等を検討する。
- (ウ) 引率教職員間での連絡方法、学校との定期的な連絡の方法について検討する。
- (エ) 生徒に地域リスクや緊急時の行動について、事前指導を徹底する。
- (オ) 食物アレルギーがある生徒への対応を検討する。

ウ 校内行事に際しての対策(→発生時P32参照)

- (ア) 入学式、卒業式、運動会等の保護者や地域住民が参加する校内行事を開催する際は、開放部分と非開放部分を明確化し、掲示物やテープ等で示す。
- (イ) 必要に応じて受付を設け、来場者の確認を行う。
- (ウ) 適宜、校内巡視を行う。
- (エ) 災害発生時は、生徒、教職員に加え、来訪者の安全確保にも最善を尽くす。

3 危機発生に備えた対策

(1) 緊急時の体制整備

ア 地震発生時の非常参集基準 (→発生時 P31・事後 P33 参照)

	震度	参集者	緊急地震速報	行動の基準
第1次参集	4	管理職	予報	被害状況の確認(県教委に報告)
第2次参集	5弱	企画委員	警報	必要に応じて安否確認
第3次参集	5強	全教職員		
	6弱			
	6強			
	7		安否確認(生徒・教職員)	

(ア) 「行動の基準」は目安であり、実際の災害の状況や県教委からの指示により判断する。

(イ) 休日等に災害が発生し、非常参集体制がとられた場合、教職員は自身の安否情報を電話やメール等で管理職に連絡する。その上で、上記の表のとおり参集する。ただし、本人や家族のけが、家屋の損壊、交通網の遮断等により参集できないときは、その限りではない。

(ウ) その他の事故・災害等の発生時について、校長は、第1次～第3次参集のいずれの体制をとるかを状況に応じて判断し、指示する。

イ 県教委(高校教育課施設管理グループ)への被害状況報告〔管理職〕

震度4以上の地震が発生した学校は、週休日等に関わらず、以下により被害の有無等(①被害発生箇所 ②被害状況 ③被害に対する当面の措置 ④授業等への影響)をFAX(089-912-2949)で報告する。〔メール不可、状況により電話連絡可、写真データはメールで送信〕

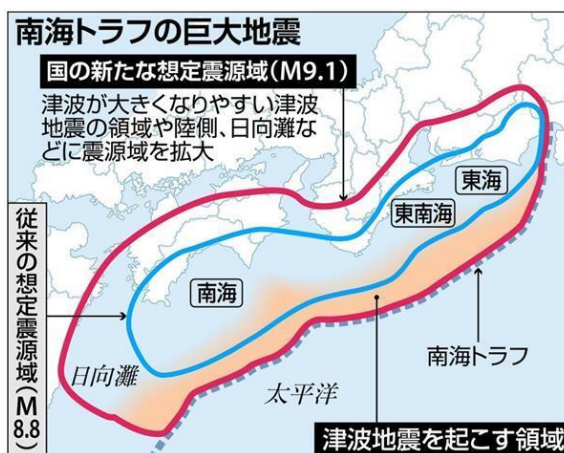
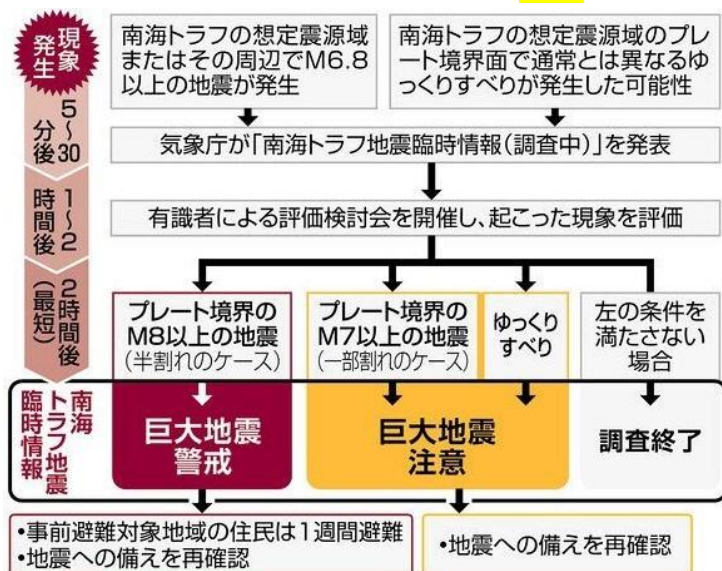
(ア) 概ね8:00及び17:00に発生した場合 ⇒ 速やかに報告

(イ) 概ね17:00から翌8:00に発生した場合 ⇒ 翌8:00までに報告(ただし、被害を確認した場合は速やかに報告)

(ウ) 震度5弱以上の場合 ⇒ 発生時刻に関係なく速やかに報告

※ 国から災害復旧の財政援助を受けるために、学校敷地内の被害箇所を全て写真撮影する。

ウ 南海トラフ地震臨時情報(P2参照)



2011年の東日本大震災後、想定震源域が拡大。2019年に南海トラフ地震臨時情報を制定。

エ 災害対策本部及び役割分担 (P 4 参照)

(ア) 設置基準

	構成	設置基準
警戒本部	管理職、企画委員、担当職員	震度5弱(状況により震度4)の地震が発生した場合 津波注意報が発表された場合
対策本部	全教職員	震度5強以上の地震が発生した場合 津波警報、大津波警報が発表された場合

(イ) 本部

①校長(本部長)	②教頭1(副本部長)	③教頭2(副本部長)	④事務長
⑤総務厚生課長	⑥教務課長	⑦特活課長	⑧生徒課長
⑨防災担当者			

指揮命令系統及び指揮命令者の順位は次のとおりとし、上位者が不在の場合には代理を務める。
なお、校長不在の場合には、本部長代理者は状況を校長に伝達し、指示を受けるものとする。

(ウ) 役割分担

班	主任	教職員	生徒	活動場所
連絡・避難所	総務厚生課長	総務厚生課員、事務課員	美化委員(避難所補助)	事務室等
消火	特活課長	特活課員	なし(生徒は避難)	出火場所
救護	養護教諭	保健体育科	保健委員(救護補助)	保健室
警備・点検	生徒課長	生徒課員	交通委員(点検補助)	生徒課室
搬出	教務課長	教務課員	体育委員(搬出)	職員室
避難誘導	学年主任	上記以外の教職員	HR委員(点呼)	運動場等

(エ) 活動内容 (→避難所 P41 参照)

班	活動内容
本部	○被災状況把握と応急対策の決定(各班に指示) ○県教委・西条市との連絡、調整 ○報道機関への対応 ○学校再開に向けた対応
連絡・避難所	○119番通報、110番通報、関係諸機関、教職員、保護者との連絡調整 ○ボランティアの受入れ、避難所への協力
消火	○初期消火、避難・救助活動等の支援
救護	○負傷者の保護・応急手当
警備・点検	○出入口の混乱防止、盗難防止 ○校内建物の安全点検・管理、二次被害の防止、危険箇所の立入禁止措置
搬出	○重要書類の搬出(職員室、事務室)
避難誘導	○安全な避難経路での避難誘導、負傷者・行方不明者の把握 ○生徒・教職員の安否確認

(事前) 3 危機発生対策 (緊急連絡・連絡先)

オ 保護者・地域・関係機関等との緊急連絡

(ア) 保護者との連絡 (P17・P33 参照)

- ◎学校から家庭への連絡…ホームページ、マチコミ、電話等
- ◎家庭から学校への連絡…マチコミ、電話等
- ◎マチコミ・電話が利用不能な場合の代替手段

NTT災害伝言ダイヤル「171」(震度6以上の地震などの大規模災害発生時)

☆伝言を録音するときは 171+1⇒被災地の人の電話番号(市外局番から)⇒伝言を入れる(30秒以内)
★伝言を聞くときは 171+2⇒被災地の人の電話番号(市外局番から)⇒伝言を聞く

NTT災害伝言板「web171」(震度6以上の地震などの大規模災害発生時)

☆伝言を登録するときは ①トップ画面(登録したい電話番号を入力して登録) ⇒ ②登録画面(伝言を登録)
★伝言を確認するときは ①トップ画面(確認電話番号を入力して確認) ⇒ ②確認画面(伝言を確認)

(イ) 教職員との連絡

マチコミ、電話、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言版(web171)等を活用する。

(ウ) 関係諸機関の連絡先一覧(医療機関は学校保健安全マニュアルを参照)(P17 参照)

機 関 名 (☆は機械警備関係)	電話番号
愛媛県立丹原高等学校	0898-68-7325
愛媛県教育委員会高校教育課	089-912-2953
愛媛県教育委員会保健体育課	089-912-2980
西条市教育委員会学校教育課	0897-52-1640
西条市防災専用電話	0897-52-1267
西条市危機管理課(対策本部直通)旧丹原町・旧東予市	0898-68-1400
西条市危機管理課(対策本部直通)旧西条市	0897-52-1400
西条市危機管理課(平常時の連絡)	0897-52-1282
☆西条市西消防署	0898-68-0119
西条市東消防署(避難訓練時に連絡)119番対応	0897-55-0119
☆西条西警察署	0898-64-0110
福田医院	0898-68-7243
西条市休日夜間急患センター	0897-52-2001
当番病院テレホンサービス	0897-58-2200
西条保健所	0897-56-1300
四国電力愛媛支店東予営業所(電気)	0897-56-2960
西条市生活環境部水道業務課(水道)	0897-56-5151
☆SECOM新居浜営業所(機械警備)	0897-34-4440
☆津島電工(火災異常感知)(水槽の満水・濁水感知)	0897-55-1133
☆四国電気保安協会西条事務所(漏電感知)	0897-53-6111
☆ENEOSグローブエナジー東予営業所(ガス漏れ感知)	0897-47-6677

☆は機械警備関係

(2) 施設・設備・備品の整備

ア 通信・情報収集手段

(ア) 事故・災害発生時の通信・情報収集手段

- 防災ラジオ・テレビ（職員室、事務室）、パソコン、個人所有スマートフォン等
- 西条市ホームページ防災専用ページ（災害対策本部設置時にトップページを切り替え）
- 西条市安全・安心情報お届けメール（登録が必要）
- スマートフォン用アプリ「防災情報さいじょう」
- 西条市雨量情報 <https://www.i-sensor.com/pv/saijyo/>
- えひめの防災・危機管理 <https://ehime.my.salesforce-sites.com/>
- 防災情報（気象庁） <https://www.jma.go.jp/>
- 防災情報提供センター（国土交通省） <https://www.mlit.go.jp/saigai/bousaijoho/>

(イ) 停電発生時の校内の情報伝達手段

拡声器〔職員室、体育教官室、農場管理室に保管〕

(ウ) 外部との相互通信のための手段

○県教委及び西条市役所等とは、電話・FAX、校務系メール・メッセージ等で通信する。

イ 緊急時持ち出し品・文書等の整備・管理

(ア) **非常持出袋**〔職員室〕※教頭席後ろ

ファイル	その他
※生徒連絡先一覧	※ 危機管理マニュアル (5)
※クラス写真	西条市避難所設置運営マニュアル
※教職員名簿	避難所開設アクションカード
※教職員緊急連絡先一覧	新型コロナ拡大防止避難所運営ガイドライン
校内配置図	避難時点呼確認用紙
学校警備及び非常変災対策	防災倉庫の鍵 （事務室にも常備）
気象警報発令・地震発生時被害状況報告	事故・事件・災害等対応記録
西条市西部地区医療機関所在マップ	トランシーバー（4）、電池、筆記用具

※防災担当者は、適宜、連絡先一覧等（年度初め）やマニュアル等（改訂時）を入れ替える。

※職員室に常備し、非常時には教頭（不在時は教務課長・総務厚生課長等）が持ち出す。

※職員室、体育準備室、農場管理室に拡声器を常備し、停電時の連絡に活用する。



(事前) 3 危機発生対策(持出品医薬品・情報整理)

(イ) 緊急時持出品医薬品〔保健室〕

①非常時用救急箱 (1)



②熱中症応急処置キット (3)



(ウ) 重要物品・重要書類の保管・整備〔事務課〕

〔保管物〕 校長印、職印、学校沿革史、職員人事関係書類等、卒業生台帳、指導要録
 〔保管場所・保管方法〕 事務室内の耐火・防水金庫に施錠保管

ウ 事故・事件・災害等発生時の情報整理様式

生徒が事故・事件・災害等の被害に遭ったときは、以下の様式を用いて情報を整理し、「**事故・事件・災害等対応記録**」を校長に報告する。

事故・事件・災害等対応記録	
生徒名	○年○組○番 氏名○○○○
連絡先	保護者名○○○○ 電話番号○○○—○○○○—○○○○
保護者への連絡状況	
発生日時	令和○年○月○日 (○) ○時○分頃
発生場所	
概要	
発生時の様子、症状 (意識・出血・外傷等)	
応急措置の状況 (人工呼吸・AED等)	
病院への搬送	令和○年○月○日 (○) ○時○分頃 ○○病院 (電話番号○○○○—○○—○○○○) に搬送
容態、その他	

エ 防災機材倉庫〔事務課〕

市	教育振興会・PTA会計
発電機(1)	防災用リヤカー(1)、ホース 35m(1)
投光器・三脚(1)	トイレ用ビニール袋 100枚入りブルーシート(2)
簡易トイレ・テント(2)	トイレテント(6)
ガソリン携行缶 20L(1)	ガソリン携行缶 10L(2)、防災用かまどセット(1)
災害救助用毛布(20)	ウォータータンク 10L(24)、備蓄燃料 5kg(2)
折りたたみ式ベンチシート(1)	手回し充電ラジオ(1)
テント(12)	ヘルメット(10)、軍手(48)、立入禁止テープ(1)
給水バッグ 3L(200)	懐中電灯(4)、ランタン(4)
簡易トイレ(200)	8枚連結パーティション(9)



オ 自動火災報知器設備警戒区域一覧表 ※事務室で把握できる火災発生のエリア

1	本館 1 階東 (本館 1 階東階段の東側)	16	新館 3 階東 (第 2 教棟 3 階両階段の間)
2	本館 2 階東 (本館 2 階東階段の東側)	17	新館 4 階西 (第 2 教棟 4 階西階段の西側)
3	本館 3 階東 (本館 3 階東階段の東側)	18	新館 4 階東 (第 2 教棟 4 階両階段の間)
4	本館 4 階東 (本館 4 階東階段の東側)	19	新館階段 (第 2 教棟西階段)
5	本館東階段	20~21	第 2 体育館〔平成 29 年度取り壊し〕
6	本館 1 階西 (本館 1 階東階段の西側)	22~25	農業科教棟〔使用不可〕
7	本館 2 階西 (本館 2 階東階段の西側)	26	新体育館競技場東
8	本館 3 階西 (本館 3 階東階段の西側)	27	新体育館競技場西
9	本館 4 階西 (本館 4 階東階段の西側)	28	新体育館ステージ
10	本館西階段	29	新体育館更衣室・器具庫
11	新館 1 階西 (第 2 教棟 1 階西階段の西側)	30	新館特別教棟 1 階 (第 2 教棟音楽室)
12	新館 1 階東 (第 2 教棟 1 階両階段の間)	31	新館特別教棟 2 階 (第 2 教棟食物教室)
13	新館 2 階西 (第 2 教棟 2 階西階段の西側)	32	新館特別教棟 3 階 (第 2 教棟被服教室)
14	新館 2 階東 (第 2 教棟 2 階両階段の間)	33	新館特別教棟 4 階 (第 2 教棟家庭経営室)
15	新館 3 階西 (第 2 教棟 3 階西階段の西側)	34	新館特別教棟東階段 (第 2 教棟東階段)

(3) 家庭・地域・関係機関等との連携

ア 家庭との連携 (P13 参照)

(ア) 学校から家庭への情報伝達手段

- ①電話 ②マチコミ ③ホームページ ④teams (生徒)

(イ) 家庭から学校への情報伝達手段

- ①電話 ②マチコミ

(ウ) 電話等が利用不能な場合の代替手段

- ①家庭訪問 (不在時はメモ) ②避難所への巡回 (避難所への掲示)
③学校玄関付近への掲示 ④新居浜市の広報 (依頼)

※入学時に、保護者及び生徒にマチコミへの登録を要請する。

イ 地域・関係機関等との連携 (P13 参照)

愛媛県教育委員会	指導・助言、情報の提供、スタッフの派遣等
西条市役所	避難所の運営に関する検討等
西条市消防本部	避難訓練の支援、心肺蘇生法講習会の講師派遣等
西条警察署	不審者情報の提供、防犯教室の講師派遣、防犯パトロール等
近隣の学校	不審者情報の共有、事故等発生時のサポート等
P T A	防犯パトロール、通学路の安全点検、事故等発生時の協力等

ウ 避難所への対応 (P40~41 参照)

(ア) 生徒の安全確保や教育活動の維持のために、避難所エリア (開放区域) と教育活動エリア (非開放区域) を明確にする。

(イ) 学校管理者として、施設・設備の安全確認、危険区域及び非開放区域等への立入禁止措置を行う。

(ウ) 避難所運営協議会等の自治組織に参加し、必要な支援を行う。

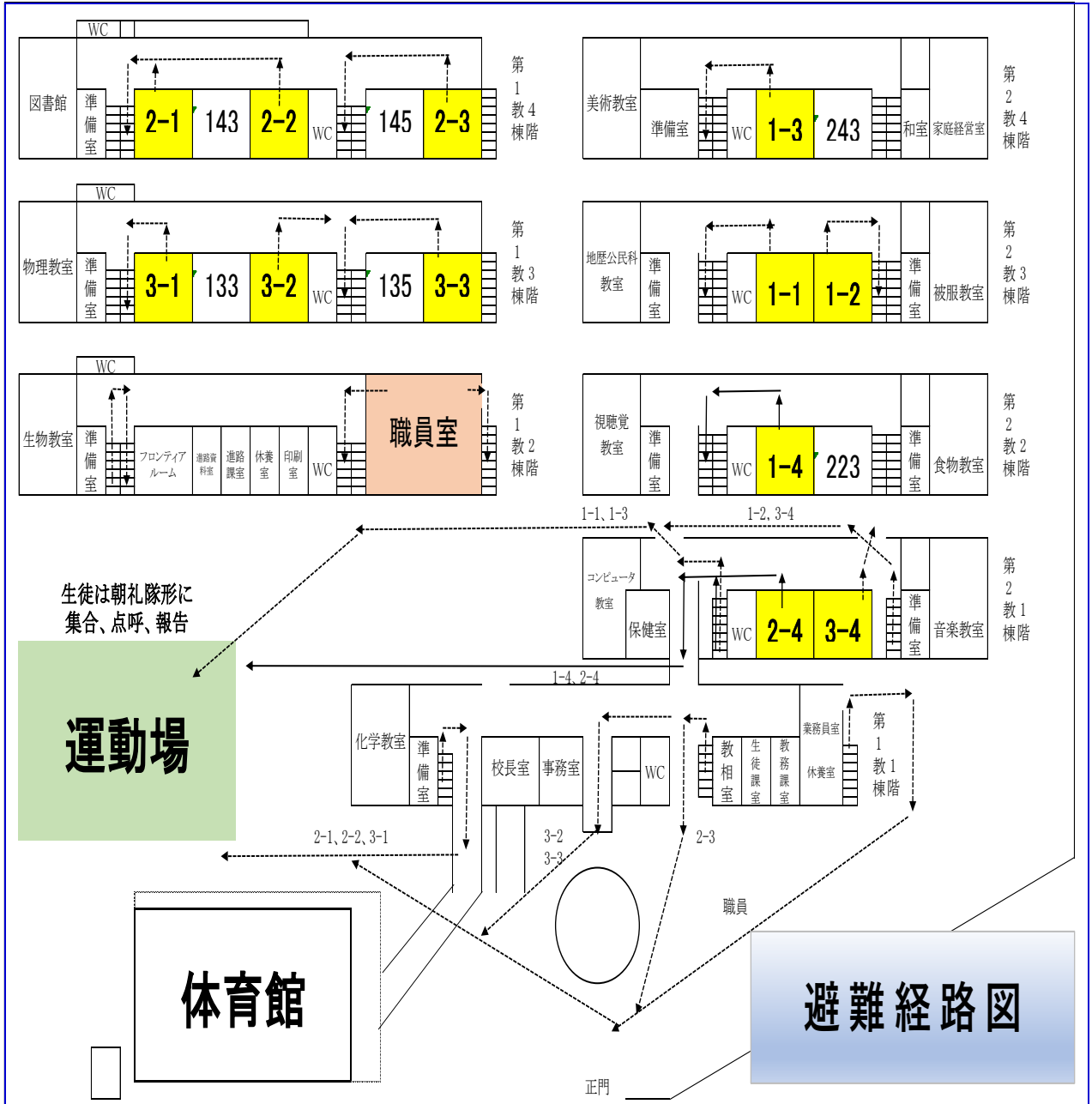
(4) 避難計画・避難訓練

ア 避難計画 (P 29~31 参照)

(ア) 避難場所

初期避難	机の下 (又は「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所)
一次避難	運動場 (状況によっては体育館)
二次避難	津波発生時は各教棟 2~4 階

(イ) 避難経路



(ウ) 避難誘導方法

- 担当が避難経路の安全を確認した後、運動場へ避難し、全校朝礼の隊形に整列する。
- 避難完了後、各ホームルームで点呼を行う。
- 最も近い階段から避難を行うが、火災現場近くの階段は使用しない。
- 津波の際には、指示に応じて各教棟 2~4 階へ垂直避難をする。

(エ) 避難計画の見直し

避難訓練の反省、西条市消防署等の関係機関の助言等を受け、随時見直すものとする。

(事前) 3 危機発生対策(避難訓練・研修)

イ 避難訓練 (P9参照) ※下表の実施月は目安である。

1学期	防災訓練(4月)、Jアラート訓練(7月)
2学期	Jアラート訓練(9月)、防災訓練(11月)、シェイクアウトえひめ(12月)

- (ア) 様々な事故・災害を想定した避難計画を策定し、避難訓練を計画的に実施する。
- (イ) 実践的な訓練になるように工夫し、予告なしの訓練、休み時間の訓練、行方不明者やけが人が発生した場合の訓練、避難経路が遮断された場合の訓練等の実施に努める。
- (ウ) 訓練に当たっては、**緊急地震速報受信システム**を活用するとともに、西条市消防署等の関係機関と適宜連携を図る。
- (エ) 避難訓練を基に検証し改善点がある場合、文部科学省等の指針の変更や有用な情報の入手等があった場合は、危機管理マニュアルを随時見直す。

【県教委通知】

「危機管理マニュアル…定期的に見直しを行い…全教職員が十分に理解し…、保護者にも周知…」

「予告なし避難訓練など実践的かつ効果的な訓練に取り組む…」

「教師の指示を待たずに児童生徒自らが判断し行動できるよう繰り返し訓練をする…」

【県教委調査(毎年1～2月頃)】※次の訓練を行っているか。

- 予告なし
- 授業中以外(休憩時間・昼休み等)
- 被害想定を変更
- 緊急地震速報を活用
- 地域と連携
- 他の学校と連携
- 二次避難所までの避難を想定
- 弾道ミサイルが発射された場合の対応訓練

【県教委への危機管理マニュアルの提出(不定期)】※令和4年8月に提出

(5) 教職員研修 (P9参照)

ア 毎年度実施する研修

- (ア) 危機管理マニュアルの内容を理解する研修(年度初めの実施に努める。)
- (イ) 危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練の内容を理解する研修(避難訓練時)
- (ウ) 心肺蘇生法講習会

イ 必要に応じて実施する研修

- (ア) 事故等発生時の対応訓練に関する研修
- (イ) AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する研修
- (ウ) エピペン®の使用法などアレルギーへの対応に関する研修
- (エ) 避難器具の使用法に関する研修
- (オ) 生徒の安全教育に関する研修
- (カ) 生徒の心のケアに関する研修

※ 教職員の防災士資格取得を推進し、学校安全に関する校外研修に積極的に参加する。

(6) 防災機器の使用法等

ア 消火器の使用法

- (ア) 風上に立ち、消火する位置を決める。
- (イ) 安全栓を抜く。
- (ウ) ノズルをしっかりと持ち、炎ではなく火元に向ける。
- (エ) レバーを握って、手前から掃くように消火剤を放射する。

※消火器で消火できるのは、火が天井に達するまでである。



イ 屋内消火栓（1号消火栓）の使用方法（2人で使用）

- (ア) 消火栓ボックスの戸を開け、ノズルとホースを外す。
- (イ) 一人がホースを伸ばして出火場所へ行き、放水姿勢をとって「放水始め」と合図をする。
- (ウ) 合図を受けたもう一人は、開閉弁を開け（左回転）、消火ポンプ起動スイッチを入れる。
- (エ) 起動表示灯（赤色の点滅）を確認する。
- (オ) 一人は放水し、もう一人はホースの補助をする。



ウ 屋内消火栓の停止方法

- (ア) 開閉弁を閉め（右回転）、起動スイッチを復旧する。
- (イ) 自動火災報知設備の受信機で、復旧操作を行う。
- (ウ) ポンプ室の中のスイッチを「断」にして給水を止め、「遠方」に戻して復旧する。



エ 自動火災報知器作動後の復旧方法

- (ア) 作動した火災報知器の「火災報知器」と書いた赤蓋を開け、その中のスイッチを上にする。



- (イ) 業務員室の中にある複合火災受信機の停止ボタン（赤：2カ所）を押し、鳴動を止める。
- (ウ) 異常がないことを確認後、複合火災受信機のカバーを開け、復旧スイッチ（オレンジ）を押す。
※復旧スイッチを押すと作動場所の表示が消えるので注意する。



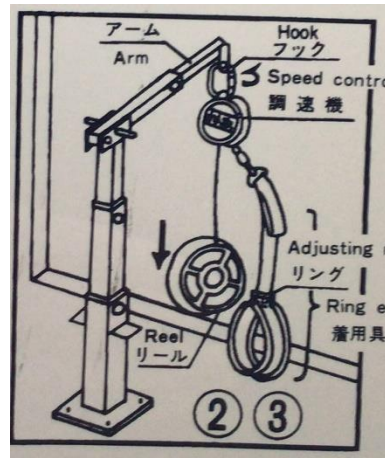
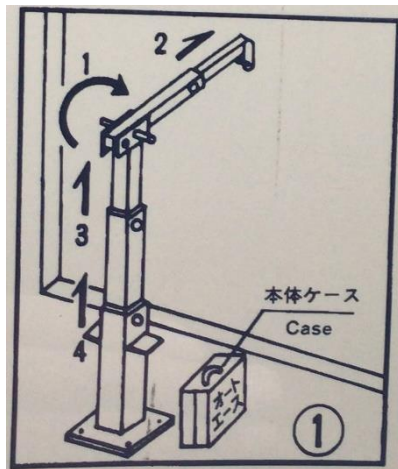
- (エ) SECOMが駆け付けるので、最終出入口の復旧により警備システムを再起動する。

(事前) 3 危機発生対策 (緩降機)

オ (ア) **避難器具 (緩降機)** の設置場所及び使用方法 (本館) ※(ア)(イ)の適用体重 25~125kg

★本館 3 階廊下 (中央付近)

★本館 4 階廊下 (中央付近)

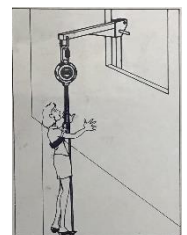
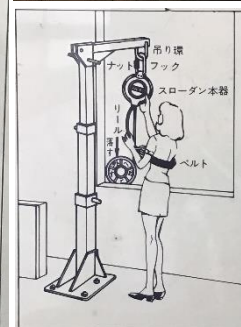
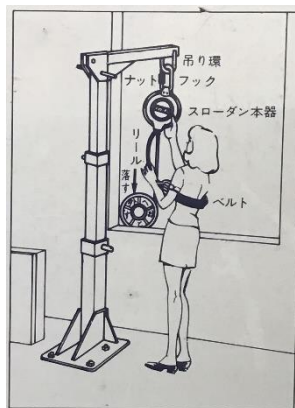
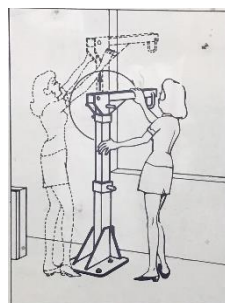
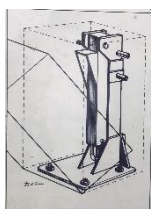


- ① **オートエース** のカバーを取り除き、番号順に金具を操作する。
- ② 本体ケースより、オートエースを取り出し、金具のアーム先端にフックを引掛け、安全装置ネジを締めてください。
- ③ ロープを巻き込んであるリールを下に落としてください。
- ④ 着用具の輪に体を通して、脇の下へ掛け、リングを胸元に引き付けてください。
- ⑤ 両手で壁面と体の間隔を、調節するような気持ちで降下してください。
- ⑥ 下に着いたら、速やかに着用具を外してください。

オ (イ) **避難器具 (緩降機)** の設置場所及び使用方法 (第2教棟)

★第2教棟 3 階 (地歴公民教室内)

★第2教棟 4 階 (美術教室内)



- ① **スローダン** のカバーを取り外してください。
- ② 両手で取手を持ち、主柱を引き上げ、ストッパーが作動するまで引き上げてください。
- ③ アームを後ろから回転して振り出し、もう一段引き上げてください。
- ④ 本器のフックを吊り環に掛け、ナットを締め、リールを外へ投げ落としてください。
- ⑤ ベルトを脇の下に掛け、環を引いて締めてください。
- ⑥ 体を建物に向け、両手を離せば自然に降下します。

カ AEDの設置場所

(ア) 第2教棟1階西側階段下



(イ) 体育館屋外(運動場側)



(ウ) 農業科特別教棟1階



キ 担架の設置場所

(ア) 保健室の入口



(イ) 体育館の入口



(7) 安全教育 (P5参照)

ア 「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について、理解し、正しい判断に基づき、進んで安全な行動ができるようにすることを、安全教育の目標とする。

イ 学校安全年間計画に基づき、教育活動全体を通して実施する。

ウ 地域に根ざした学びにより生徒の自助、共助、公助の力を養うため、家庭や地域、警察・消防等関係機関と連携した教育を実施する。

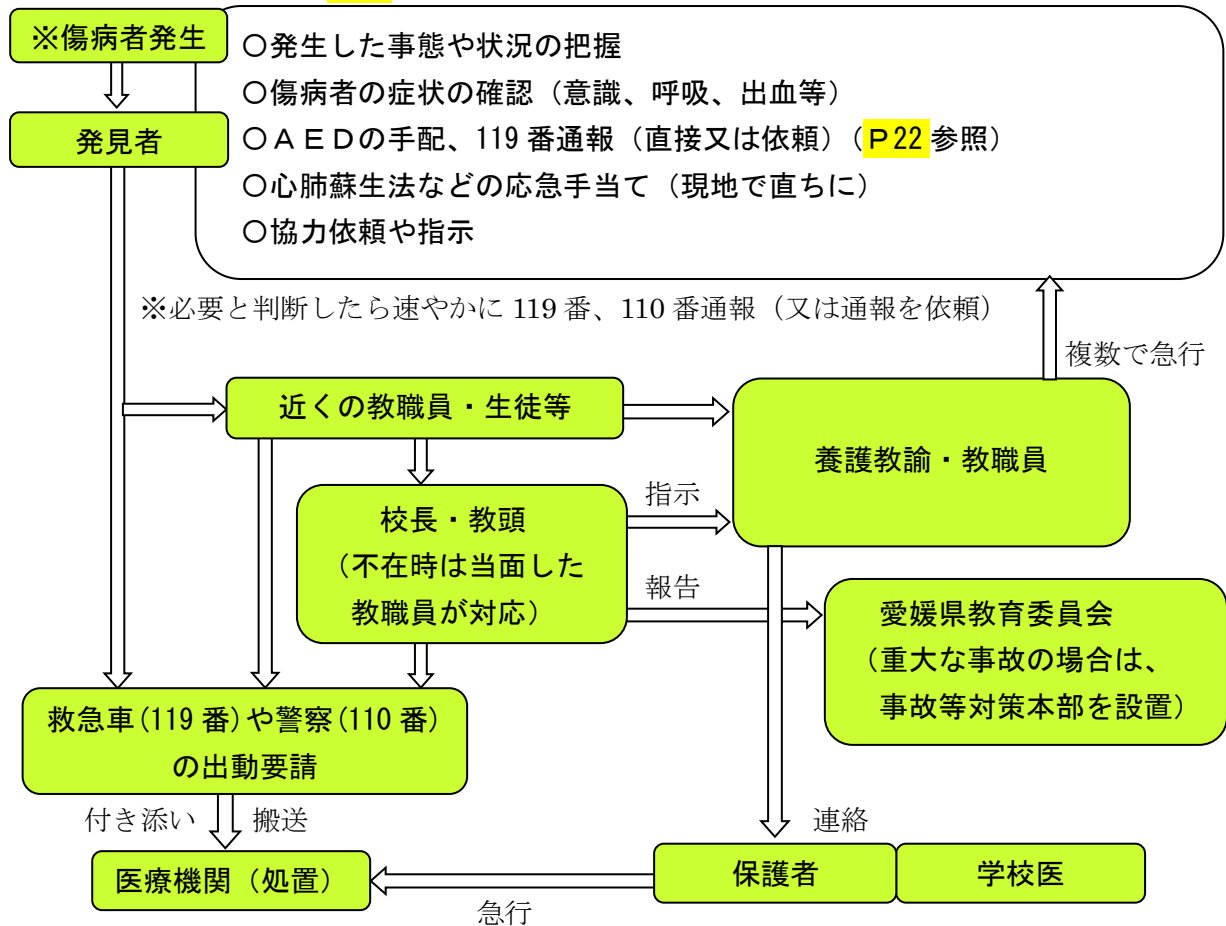
エ 自分にとって都合の悪い情報を無視、過小評価する**正常化の偏見(バイアス)**への理解を深める。

オ 安全教育の実施後、学習への取組状況の観察や成果物、生徒・保護者・教職員アンケート、講師の講評等、多様な方法で評価し、指導計画を見直す。

II 発生時 (初動) の危機管理

1 傷病者発生時の対応

(1) 基本的対応 (←事前 P 7 参照)



※ 保護者がすぐに病院に来られない場合は、医師の説明やけが等の状況を正確に記録する。

※ 「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」加入者を対象に、学校の管理下で生じ、医療保険各法に基づく療養に要する費用の額が 1 つの災害につき 500 点以上の治療費が発生したけが等に対して、治療費が支給される。

(2) 一次救命措置の手順 (P 22 参照)

①安全確認

〈反応はあるか?〉 → (あり) 具合を尋ねる
↓ (なし or 判断に迷う)

②大声で応援を呼ぶ (119 番通報・AED 依頼)

〈普段どおりの呼吸はあるか?〉 → (あり) 様子を見ながら応援・救助隊を待つ
↓ (なし or 判断に迷う)

③直ちに胸骨圧迫を開始する

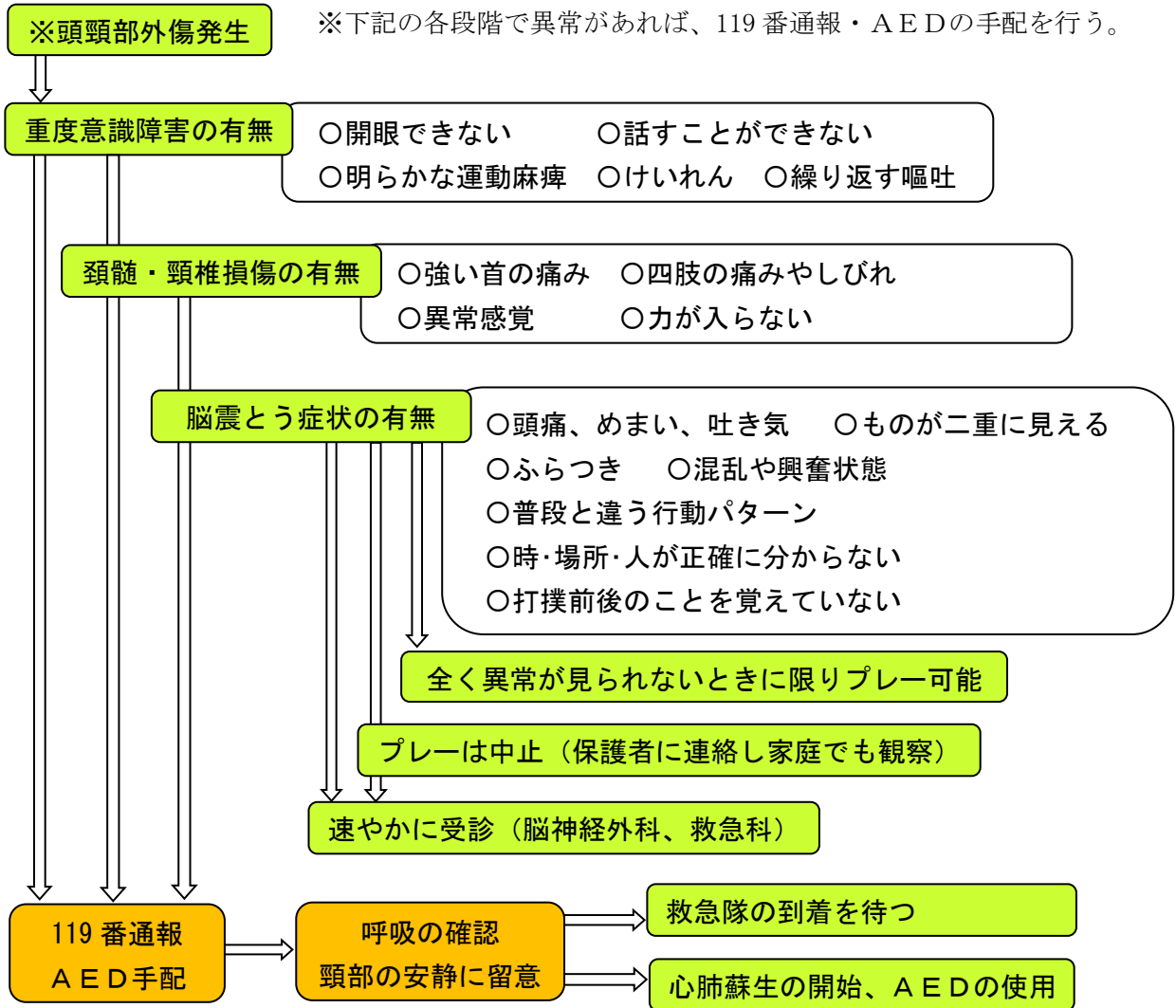
※強く (約 5 cm)、速く (100~120 回/分)

※人工呼吸の技術と意思があれば、胸骨圧迫 30 回と人工呼吸 2 回の組合せ

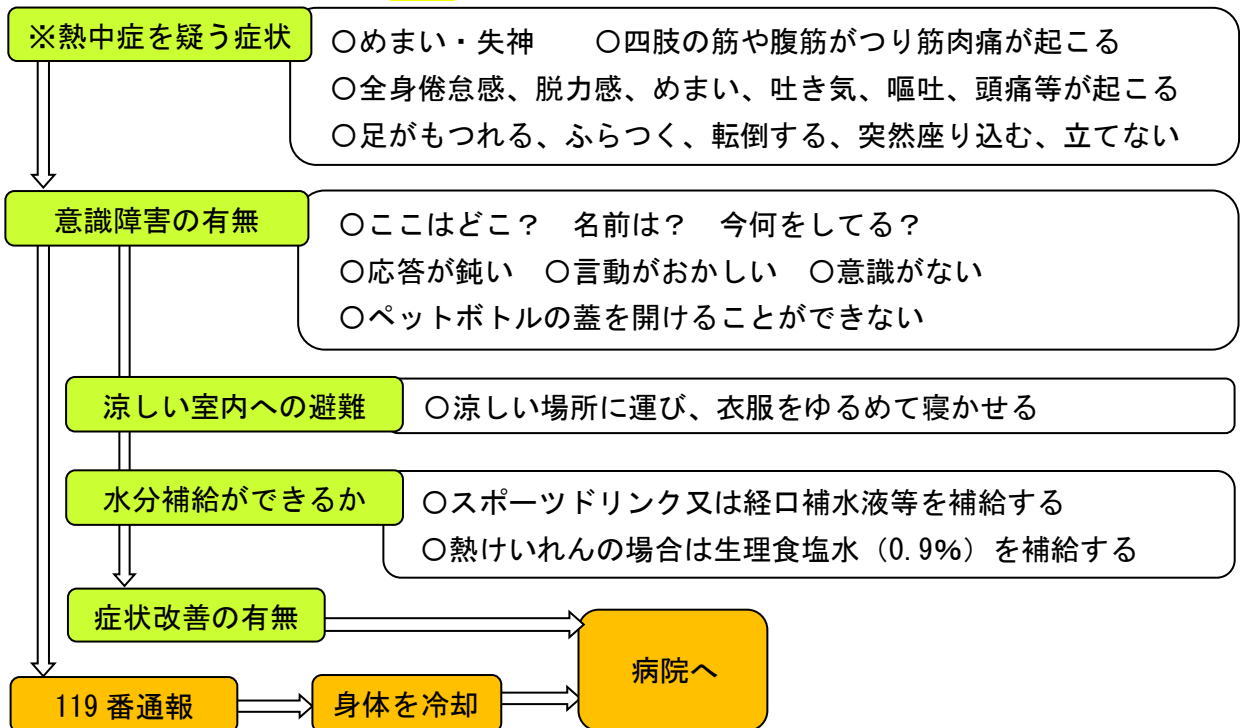
④AED を装着する

※AED の心電図解析に従い実施 (電気ショックの必要がなければ胸骨圧迫を継続)

(3) 頭頸部外傷への対応 (←事前 P 7 参照)

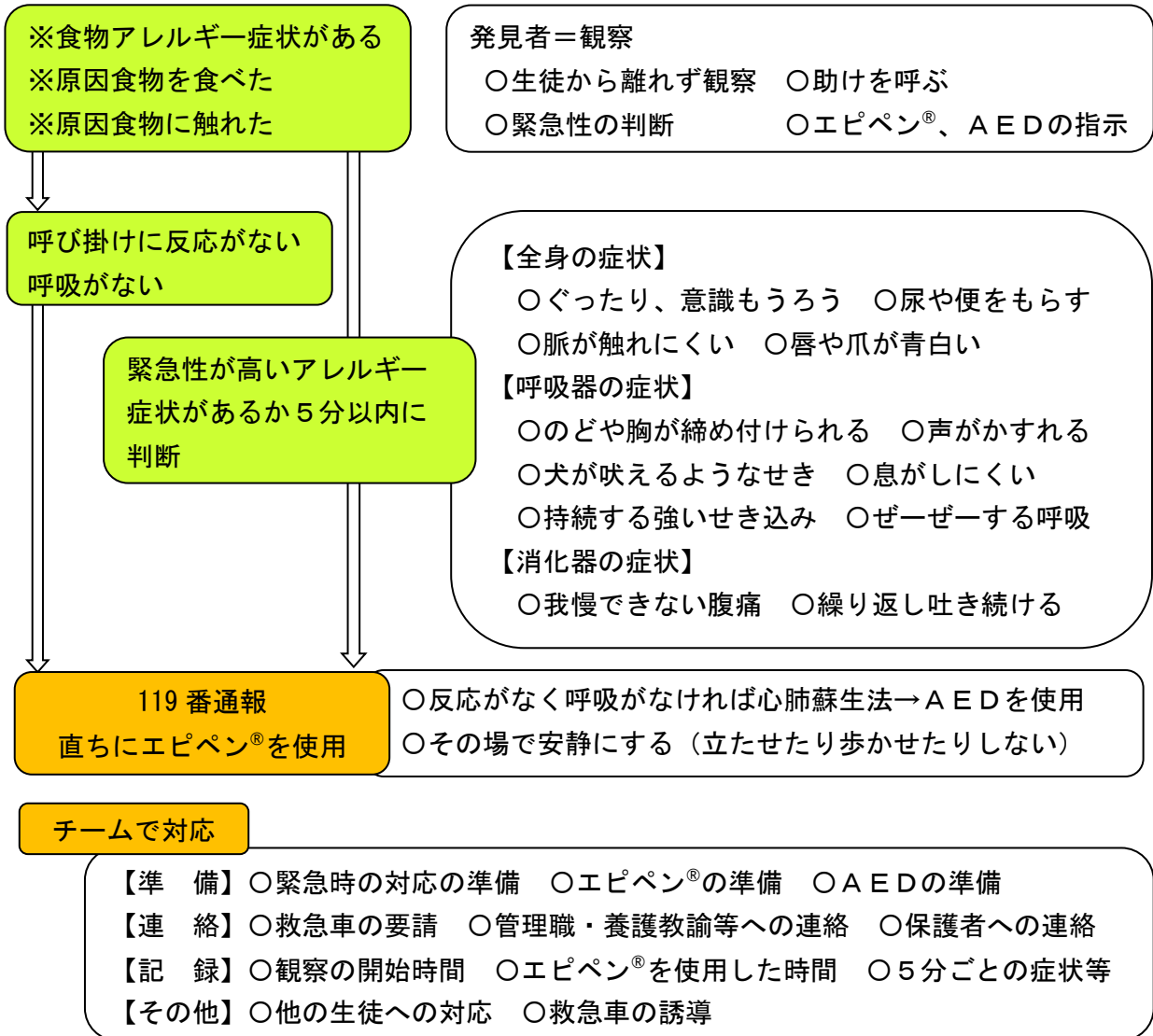


(4) 熱中症への対応 (←事前 P 7 参照)



(発生時) 1 傷病者発生時(食物アレルギー)

(5) 食物アレルギー(アナフィラキシーショック)への対応(←事前 P 8・P 22 参照)



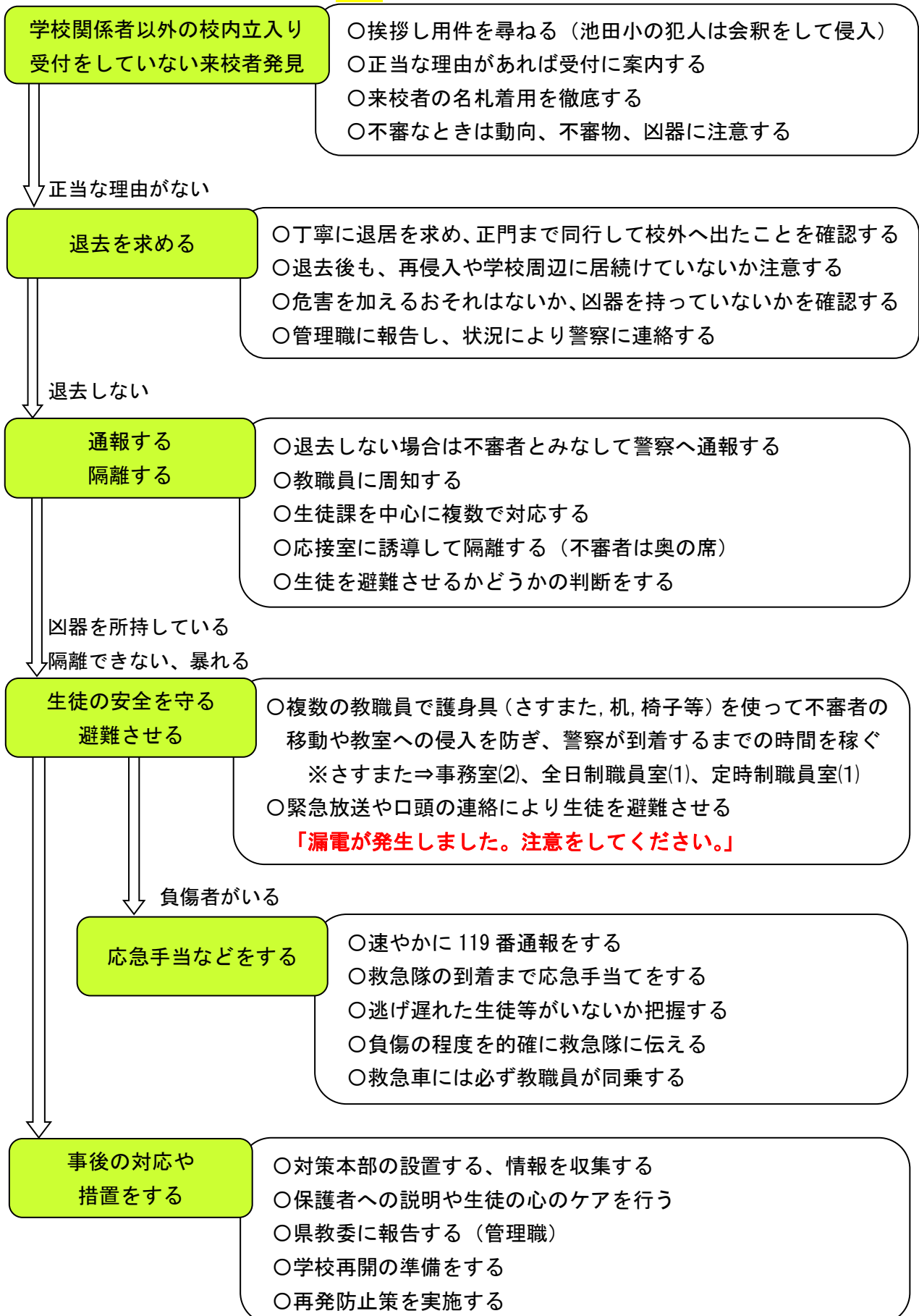
〔エピペン®の使用方法〕

- (ア) 携帯用ケースからエピペン®を取り出す。
- (イ) 青色の安全キャップが浮いていないか、薬液が変色していないか、また沈殿物がないか確認する。
- (ウ) オレンジ色のニードル(針)カバーを下に向け、利き手で持つ。
- (エ) もう片方の手で青色のキャップをまっすぐ上に外す。
- (オ) 本人以外が打つ場合、足が動かないように固定する。
- (カ) 衣服の上から打つ場合、ポケットの中身を取り出す。
- (キ) 太ももの前外側に垂直になるように、オレンジ色のニードル(針)カバーの先端を当てる。
- (ク) カチッと音がするまで強く押し当て、数秒間待つ。
- (ケ) エピペン®を太ももからはなす。オレンジ色のニードル(針)カバーが伸びていることを確認する。
- (コ) 使用済みのエピペン®を携帯用ケースに戻す。



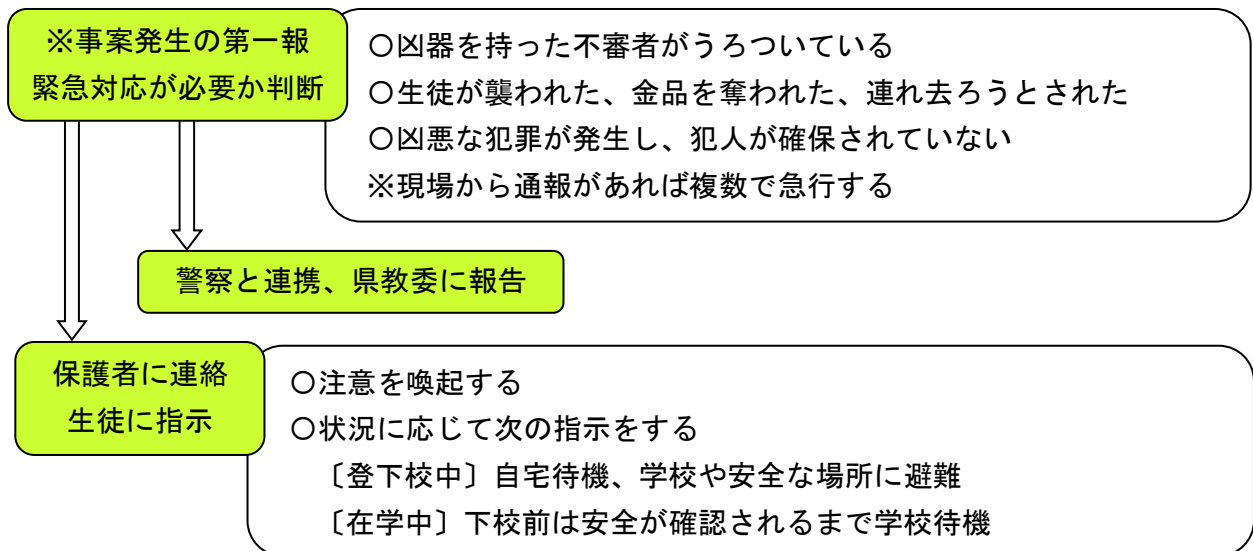
2 犯罪被害発生時の対応 ※大阪教育大学附属池田小学校事件 (H13) の教訓を生かす。

(1) 不審者侵入時の対応 (←事前 P 8 参照)

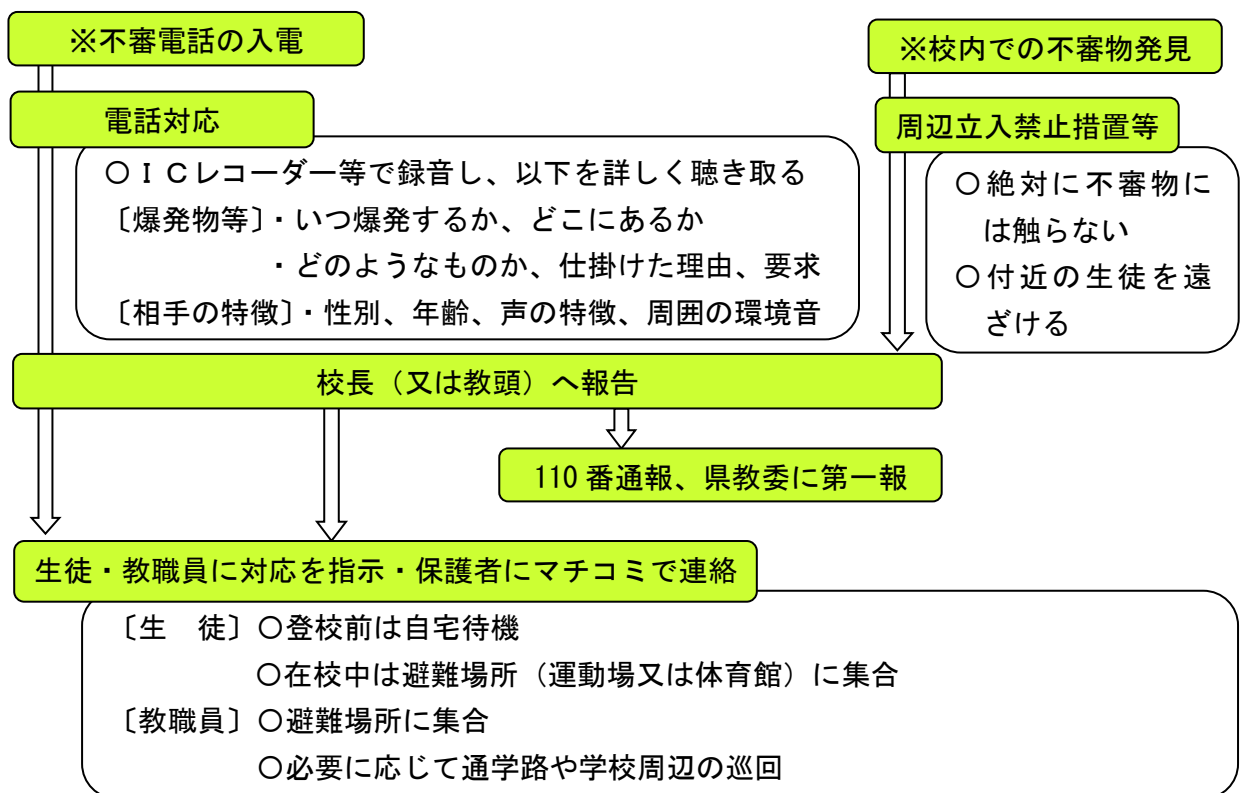


(発生時) 2 犯罪被害(近隣での犯罪・犯罪予告・不審物)

(2) 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応

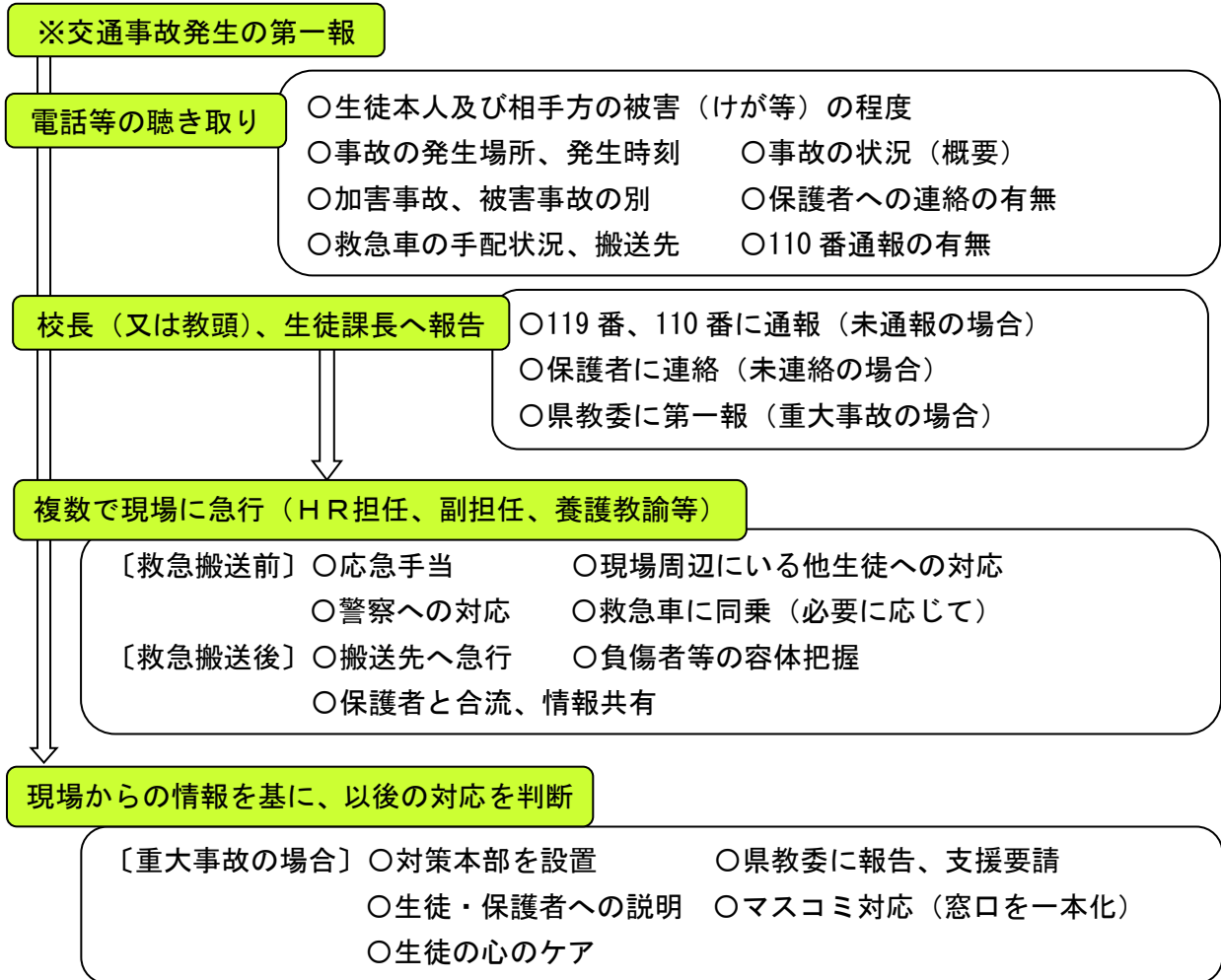


(3) 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応



3 交通事故発生時の対応

(1) 生徒が交通事故に遭った場合の対応



※ 県下の高校で自転車乗車時のヘルメット着用義務化(平成27年4月)

※ 「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」一部改正により、自転車損害保険等への加入義務化(令和2年4月)

(2) 教職員が交通事故に遭った場合の対応

ア 県教委の通知(令和3年1月)

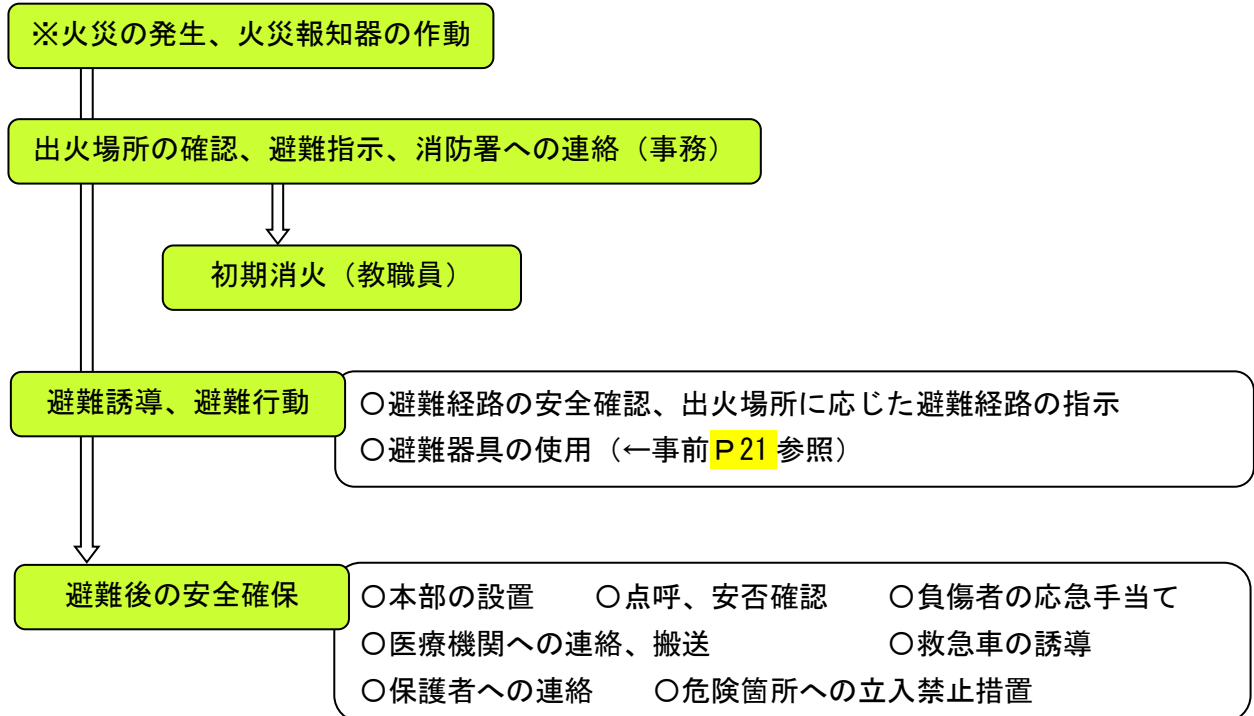
「教職員の交通事故・違反については、内容の軽重を問わず、全ての事案について事故等報告書を高校教育課教職員係に提出する。」

イ 管理職に「教職員の交通事故・違反報告書(様式第1号)」を提出する。記載内容な次のとおりである。

- 〇事故等の種別(人身、物損、違反)
- 〇事故の区分(加害、双方不注意、被害、不明)
- 〇公私の別(校務中、通勤途中、私用)
- 〇所属、職名、氏名、生年月日、年齢
- 〇発生日時、発生場所
- 〇相手方の氏名等
- 〇使用車両(教職員方、相手側)
- 〇事故等の概要
- 〇損害の状況(教職員方、相手側)

4 災害発生時の対応

(1) 火災発生時の対応



(2) 火災発生時の緊急避難

ア 消火器の使用（←事前 P19 参照）

イ 避難器具（緩降機）の設置場所及び使用方法（←事前 P21 参照）

（ア）本館3階廊下（中央付近）オートエース

（イ）本館4階廊下（中央付近）オートエース

（ウ）第2教棟3階（地歴公民教室内）スローダン

（エ）第2教棟4階（美術教室内）スローダン

ウ 屋内消火栓の使用（←事前 P20 参照）

エ 自動火災報知器作動後の復旧方法（←事前 P20 参照）

(2) 気象災害発生時の対応

ア 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置

(ア) 防災気象情報等の収集

リアルタイム気象情報（松山地方気象台ホームページ）、列車運行情報（JR四国ホームページ）等で情報を収集する。

(イ) 臨時休業等の判断基準

	判断基準	対応
登校前	西条市・居住市町に特別警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報が発令	自宅待機
	上記警報が12時までに解除	登校
	上記警報が12時以降も継続	臨時休校
在校中	上記警報が発令	授業打ち切り、下校
模試・補習	西条市に上記警報が午前7時の時点で発令	中止、延期
	居住市町に上記警報が午前7時の時点で発令	状況により判断
その他	避難指示発令時、保護者が危険と判断した場合	自宅待機

(ウ) 臨時休業等の連絡

マチコミ及びホームページで生徒、保護者に速やかに連絡する。

(エ) 県教委（高校教育課）への登校状況報告〔教務主任〕

第一報 8:50までに学年別欠席者数等を報告システムで送信 9:00までに電話連絡

第二報 10:30までに報告システムで送信（以降2時間おきに送信）

※登校後に帰宅させる決定をした場合は、直ちに報告システムでの報告及び電話連絡を行う。

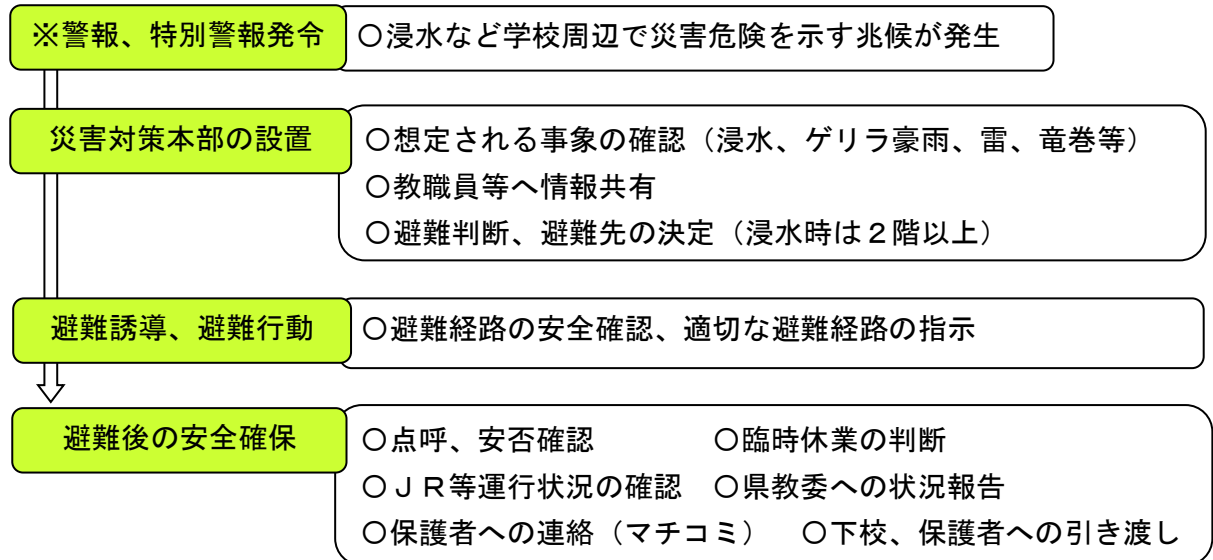
(オ) 県教委（高校教育課施設管理グループ）への被害状況報告〔事務長〕

警報（波浪、高潮、大雪を除く）が発令された市町管内の学校は、週休日等に関わらず、以下により被害の有無等（①被害発生箇所 ②被害状況 ③被害に対する当面の措置 ④授業等への影響）をFAX（089-912-2949）で報告する。〔メール不可、状況により電話連絡可、写真データはメール送信〕

◎ 8:00及び17:00時点で警報発令中（8:00及び17:00までに報告）

◎ 8:00～17:00の間に解除（速やかに報告）17:00～翌8:00の間に解除（翌8:00まで）

イ 突発的な気象災害等の発生時の対応（在校時）

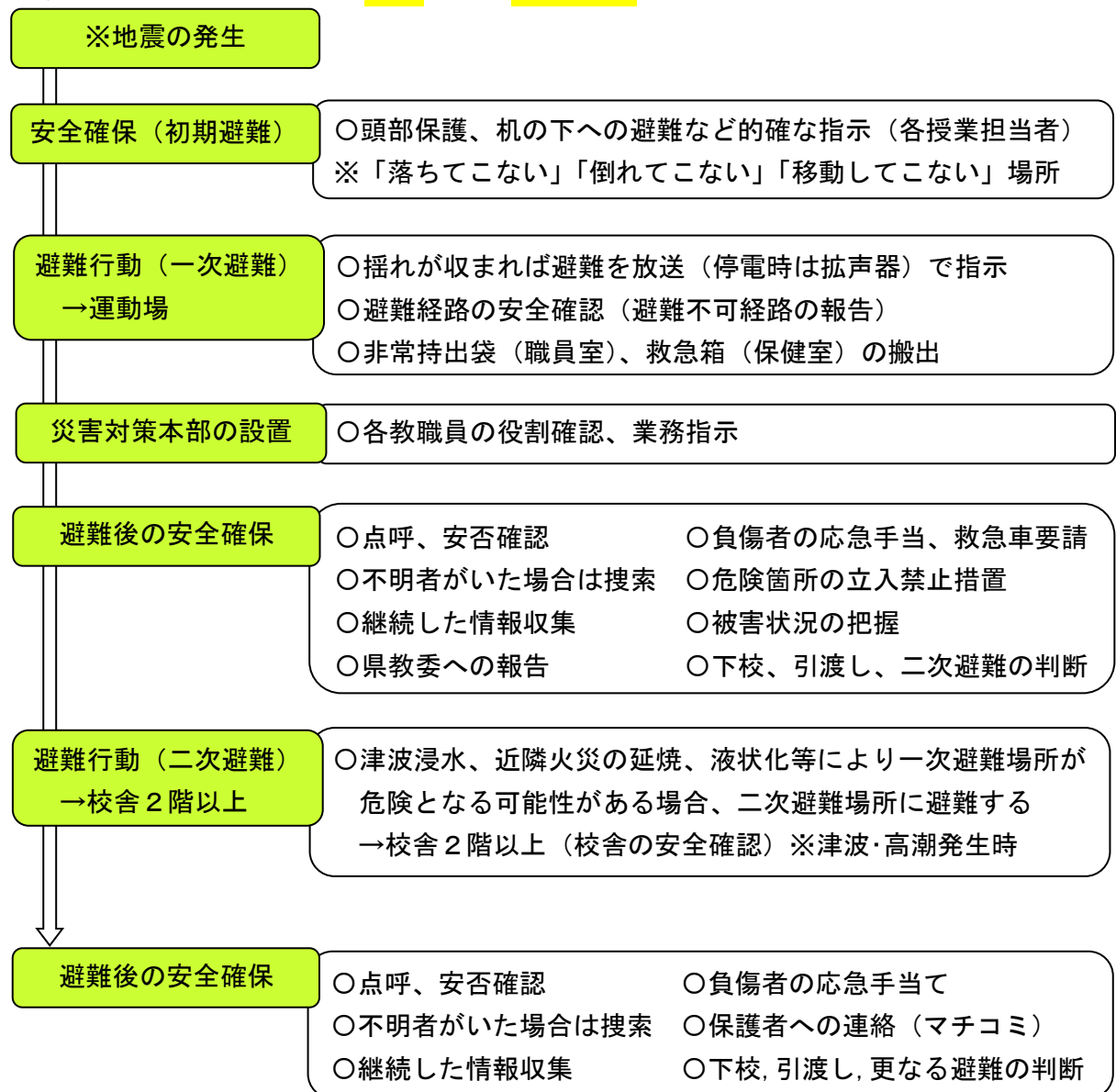


(発生時) 4 災害(地震)

ウ 避難情報に関するガイドライン (令和3年5月改定)

警戒レベル		避難情報
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保(命の危険、必ず安全確保)
警戒レベル4までに必ず避難する(従来の避難勧告は廃止)		
4	災害のおそれ強い	避難指示(全員、必ず避難)
3	災害のおそれあり	高齢者等避難(高齢者や障がいのある方は避難)
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報(自らの避難行動を確認)
1	今後気象状況悪化のおそれあり	早期注意情報(災害への心構えを高める)

(3) 地震発生時の対応 (←事前 P11・事後 P33~34 参照)



(4) その他の危機事象発生時の対応(弾道ミサイル)

Jアラート・緊急サイレンと緊急放送
・携帯電話に緊急速報メール

(例) 直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、〇時〇分頃、〇〇県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

避難行動

【屋外にいる場合】近くの建物か地下に避難する
【建物がない場合】物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る
【屋内にいる場合】窓から離れるか、窓のない部屋に移動する
※床に伏せて頭部を守る
※激しい爆風や破片などから身を守るため、状況に応じた避難行動をとる

Jアラート(ミサイル落下情報・ミサイル通過情報)

【屋外にいる場合】口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上へ避難する
【屋内にいる場合】換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして部屋を密閉する

情報収集

【国民保護ポータルサイト】
http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryu/hogo_manual.html
【首相官邸ホームページ】www.kantei.go.jp/
【Twitter アカウント 首相官邸災害・危機管理情報】@Kantei_Saigai

(5) 校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応

ア 校外活動中に発生した場合の対応(←事前 P10・事後 P34 参照)

- (ア) 校外活動実施前の事前検討で想定される様々な事故・災害に応じて情報を入手し、事前に設定した避難場所に一時避難する。
- (イ) 修学旅行等でグループ別の個別行動をとっている場合の災害発生に備え、連絡先を明確にし、生徒との連絡手段を確保する。
- (ウ) 引率責任者は陣頭指揮を執って生徒の安全に最善を尽くし、状況を管理職に報告する。
- (エ) 管理職を中心に対策本部を設け、安否確認、保護者への連絡、必要に応じた応援教職員の派遣等を行う。

イ 校内行事中に発生した場合の対応(←事前 P10 参照)

- (ア) 入学式、卒業式、運動会、苗販売、菊花展等の保護者や地域住民が参加する校内行事では、生徒と共に来訪者を避難誘導する。
- (イ) 多くの来校者が校内におり、個別の対応が難しい場合は、PTA役員に協力を求め、対応を依頼する。

Ⅲ 事後の危機管理

1 事後 (発生直後) の対応

(1) 安否確認 (←発生時 P31 参照)

ア 生徒が学校内にいる場合

一次避難場所 (運動場) で安全を確保し、点呼により安否を確認して、本部に報告する。

イ 生徒が学校内にいない場合

ホームルーム担任を中心に教職員が手分けして安否を確認する。電話連絡に加え、状況に応じて家庭訪問を行い、次の確認をする。

- ①生徒の安否、けがの有無・程度 ②生徒の家族の安否、けがの有無・程度
- ③居場所 (避難先) ④今後の連絡先、連絡方法
- ⑤被災状況 (生徒の様子、自宅家屋の様子、避難の必要性の有無、困っていることなど)

ウ 安否確認の判断基準

校長は、原則として次の判断基準により、生徒の安否確認を指示する。

<p>在校中 校外活動中</p>	<p>○事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動 (一次避難) 以上の避難行動をとった場合</p>
<p>登下校中</p>	<p>○震度5強 (状況により5弱) 以上の地震が発生した場合 ○津波警報、大津波警報が発令された場合 ○大雨に関する警戒レベル4 (状況によりレベル3) 以上が発表された場合 ○西条市内で突風、竜巻、雷による被害が発生した場合 ○通学路上で、河川の氾濫、土砂崩れ、その他の災害被害が発生した場合 ○不審者等の情報が入り、危険な状況が考えられる場合</p>
<p>夜間・休日等</p>	<p>○震度5強 (状況により5弱) 以上の地震が発生した場合 ○津波、気象災害、土砂災害等による大きな被害 (避難所が開設されるレベル) が発生した場合 ○その他、犯罪やテロ等の被害が発生し、危険な状況が考えられる場合</p>

エ 安否確認の役割分担及び方法 (←事前 P11 参照)

<p>在校中</p>	<p>授業中</p>	<p>授業担当者</p>	<p>生徒名簿で確認する</p>
	<p>行事中</p>	<p>ホームルーム担任等</p>	<p>生徒名簿で確認する</p>
	<p>休み時間</p>	<p>ホームルーム担任等</p>	<p>生徒名簿で確認する</p>
	<p>部活動中</p>	<p>部活動顧問</p>	<p>部員名簿で確認する</p>
<p>校外学習中</p>	<p>引率教職員</p>	<p>生徒名簿で確認する</p>	
<p>登下校中</p>	<p>ホームルーム担任等</p>	<p>保護者に連絡</p>	
	<p>担任以外</p>	<p>地域を分担し通学路をたどる</p>	
<p>夜間・休日等</p>	<p>ホームルーム担任等</p>	<p>保護者に連絡、家庭訪問</p>	

オ 保護者に電話連絡ができない場合

(ア) 災害用伝言ダイヤル (171)、災害用伝言版 (Web171) の活用 (←事前 P13 参照)

(イ) 家庭訪問 (不在時はメモ等を残す)

(ウ) 避難所への巡回

(エ) 学校への連絡の呼び掛け (ホームページ、マチコミ、正門や避難所への掲示、市の広報)

カ 安否確認のため教職員が通学路、各家庭、避難所等へ赴く場合

- (ア) 原則として複数(二人一組)で行動し、単独行動は避け、二次被害を防止する。
- (イ) 携帯電話等を携帯し、学校に定時連絡を入れ、連絡を途絶えさせないようにする。
- (ウ) 被災状況等に関する情報を収集し、危険箇所等を把握する。
- (エ) 安否確認情報(負傷の有無、被災状況、避難場所等)を集約し、校長に報告する。

(2) 引渡しと待機 (←発生時 P31 参照)

ア 判断

校長は、事故・災害等の発生状況、被害状況、今後の見通し等に関する情報を収集し、生徒の安全を最優先して、下校、引渡し、待機を判断する。

イ 判断基準の目安

下校 (集団・個人)	全ての条件を満たす	<ul style="list-style-type: none"> ○震度5強以下、津波警報、大津波警報の発表なし ○大雨警戒レベル4以上の発令なし ○通学路の危険なし
保護者への引渡し	全ての条件を満たす	<ul style="list-style-type: none"> ○震度6弱以上、津波警報、大津波警報の発表なし ○大雨警戒レベル5の発令なし ○地域の大規模な被害の発生なし
待機	いずれかに該当する	<ul style="list-style-type: none"> ○津波警報、大津波警報の発表あり ○大雨警戒レベル5の発令あり ○雷ナウキャストで活動度4の発表あり ○地域に凶器を持った不審者・犯罪者あり

ウ 下校、引渡しを判断した場合

- (ア) ホームページ及びマチコミ等による保護者への連絡
- (イ) 状況に応じた集団下校、下校前の安全指導、教職員の同行
- (ウ) 帰宅方法(いつ、だれと、どのような方法で、どこへ)の記録と情報の集約
- (エ) 残っている生徒の保護

オ 学校待機を判断した場合

- (ア) 校舎、体育館等の安全点検及び待機場所の決定
- (イ) ホームページ及びマチコミ等による保護者への連絡
- (ウ) 事故・災害等に関する情報の継続的収集
- (エ) 備蓄品の活用
- (オ) 県教委への報告、必要に応じた支援の要請

カ 校外学習中に事故・災害等が発生した場合 (←事前 P10・発生時 P32 参照)

校長は、引率責任者と連絡・協議の上、校外学習活動の中止及び生徒の下校・引渡し(現地又は学校)・待機を判断する。通信手段の途絶等により連絡がとれない場合は、引率責任者が判断する。

- (ア) 避難場所への速やかな避難、引渡場所への移動
- (イ) ホームページ及びマチコミ等による保護者への連絡
- (ウ) 事故・災害等に関する情報の継続的収集
- (エ) 引渡し状況に関する情報の集約

(事後) 1 事後の対応(生徒・保護者への対応)

(3) 生徒・保護者・報道機関への対応

ア 事故・災害発生時の連絡

(ア) 事故・災害等が発生し生徒等が被災した場合、次のとおり保護者に速やかに連絡する。

第一報	事故等の概況、けがの程度、応急処置や緊急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理し、できるだけ速やかに連絡する。
第二報	事故・災害等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。

イ 担当窓口の指名

(ア) 校長は、連絡・支援等の窓口となる担当者を、原則として次のとおり指名する。

教頭	死亡事故、治療期間 30 日以上を負傷や疾病、複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な事故・災害等
学年主任	その他の事故・災害等

(イ) 人事異動により担当者が交代する場合は、十分な情報共有と引継ぎを行う。

ウ 対応上の留意点

(ア) 保護者の心情に配慮して丁寧に対応し、事実に関する情報を迅速かつ正確に伝える。

(イ) 保護者が希望する場合は、スクールカウンセラーや専門機関の支援を受けられるようにする。

(ウ) 応急対応終了後、基本調査段階、詳細調査段階のそれぞれに応じた支援を行う。

(エ) 兄弟姉妹が在校している場合は、そのサポートを行う。他校に在校している場合は、当該校と連携してサポートを行う。

(オ) 在校生徒への説明、緊急保護者会、報道発表等を実施する場合は、保護者に了解を得るとともに、発表内容の確認を得る。特に、氏名、年齢、疾病の程度、経緯など、プライバシーに関わる情報は、公表の可否を必ず確認する。

(カ) 生徒が死亡した場合は、特に次の点に配慮する。

- ① 保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀への対応方針を定める。
- ② 保護者が学校との関わりの継続を求める場合は、他の生徒の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作るなどの工夫をする。
- ③ 保護者の意向を確認の上、卒業式など学校行事への参列についても検討する。

エ 生徒・保護者への説明の判断基準

(ア) 校長は、事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、生徒及び保護者に対してその概要を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。

- ① 死亡事故
- ② 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病
- ③ 複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な事故・災害
- ④ 報道やインターネット等を通じて生徒・保護者が見聞する可能性が高い事故・災害

オ 生徒への説明

(ア) 状況に応じて緊急全校集会、学年集会、ホームルームでの説明会を開催する。

(イ) 生徒の心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー等の支援・助言を受ける。

カ 保護者への説明

(ア) できるだけ文書で情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者説明会等を開催する。

(イ) 保護者宛文書には、次のような内容を記載する。

- ① 事故・災害等の概要(判明した事実の概要)

- ② 休校措置、再開の目途など
 - ③ 保護者説明会の開催予定
 - ④ 心のケア等に関する取組
 - ⑤ その他、必要と考えられる事項
- (ウ) 緊急保護者説明会では、次のような説明を行う。
- ① 事故・災害等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度等）
 - ② 被害者への対応（その後の経過、保護者との連携状況等）
 - ③ 今後の対応（心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携等）
 - ④ 保護者への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供等）
 - ⑤ その他、必要と考えられる事項

キ 報道機関への対応

- (ア) 校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、県教委に連絡し、県教委・学校のどちらが対応窓口になるかについて協議する。
- (イ) 学校が対応窓口となった場合、校長又は教頭が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。
- (ウ) 報道機関への対応上の留意点は、次のとおりとする。

正確な事実情報の提供	個人情報、人権等に最大限配慮しつつ、正確な情報を提供する。 ○警察・消防等関係機関の情報を収集し、事実確認を行う。 ○事前に保護者の意向を確認し、発表内容について承諾を得る。 ○県教委に発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。
誠意ある対応	学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう対応する。
公平な対応	報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないようにする。
報道機関への要請	取材可能場所・時間、生徒・教職員への取材の可否等を要請する。
取材者の確認と記録	社名、取材者氏名、電話番号など連絡先を記録する。
明確な回答	誤解が生じないように、以下の点に留意する。 ○確認のとれた事実のみを伝え、憶測や個人的見解は述べない。 ○未決定事項や答えられないことを、その理由とともに説明する。 ○説明の誤りが判明すれば、直ちに訂正を申し出る。
記者会見の設定	多数の取材要請がある場合は、県教委と協議の上、その支援を受けて時間・場所を定めた記者会見を行う。

(4) 教育活動の継続

ア 臨時休業・臨時登校等の措置

- (ア) 校長は、下記の基準に当てはまる場合、県教委と協議の上、臨時休業を判断し実施する。
- ① 震度5強以上の地震（ただし、被害が軽微である場合を除く。）
 - ② 本校に避難所が設置されるなど、大きな被害が出た場合
 - ③ その他、事故・災害等により必要と認められる場合
- (イ) 校長は、臨時休業が一週間以上続くと見込まれる場合、必要に応じて、県教委と協議の上、登校可能な生徒・教職員を対象に臨時登校を判断し実施する。その際、下記の点に留意する。
- ① 校舎等被害の応急措置、危険個所の立入制限を行い、安全を確保する。
 - ② 上下水道や電力、トイレ等のライフラインの復旧状況を考慮する。
 - ③ 通学路の安全性を確認する。

イ 学校教育の再開に向けた被害状況調査

- (ア) 生徒・教職員及びその家族の安否、住宅等の被害状況を取りまとめる。
- (イ) 校舎等の施設・設備の被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。また、後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録し、校内平面図に位置を明記する。
- (ウ) 学校周辺及び通学路の被害状況を把握し、危険箇所を確認する。

ウ 応急教育に係る計画の作成

- (ア) 教育の場の確保に努め、安全が確認された校舎のほか、必要に応じて他の施設を借用し、県教委と協議の上、仮設校舎の建設、仮設のトイレや給水栓等の設置を検討する。
- (イ) 被害状況に応じて教育課程を再編成し、授業形態の工夫、臨時学級編成、臨時時間割の作成、教職員の再配置、学校行事の実施方法の工夫等を行う。
- (ウ) 避難所運営との調整を行い、立入禁止区域の確認、動線設定、生活ルールの確認を行う。
- (エ) 県教委と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

エ 被災生徒の支援

- (ア) 教科書や学用品等の確保に努める。
- (イ) 就学援助を必要とする生徒を把握し、県教委に報告する。
- (ウ) 避難・移動した生徒及び転出する生徒の実情を把握し、必要に応じて就学手続きを行うとともに、心のケアに努める。

オ 避難所運営への協力

- (ア) 本校に避難所が開設された場合、教職員は、生徒の安全確保、学校機能の維持、教育活動の早期再開を最優先としつつ、施設管理者として避難所の設置・運営に協力する。
- (イ) 避難所が開設された場合、「**避難所開設・運用マニュアル**」により対応する。(P40~41参照)

	災害状況等	避難所の状況	協力内容等
救命避難期	(直後～) ○ライフラインの途絶 ○地域社会の混乱 ○継続する余震 等	〔事故等発生〕 ①地域住民等の学校への避難	○施設設備の安全点検 ○開放区域の明示 ○駐車場を含む誘導 等
生命確保期	(数分後～) ○消防・警察・自衛隊等の救助開始	②避難所の開設 ③避難所の管理・運営	○名簿作成 ○関係機関への情報伝達と収集 ○水や食糧等の確保 ○衛生品の管理と仕分け、配布等 ○衛生環境整備
生活確保期	(数日後～) ○近隣地域等からの救援物資等 ○応急危険度判定士による安全点検	④自治組織の立ち上がり ⑤自治組織の確立	○自治組織への協力 ○ボランティア等との調整 ○要援護者への協力 等
学再校開機能	(数週間後～) ○仮設住宅等への入居	⑥避難所機能と学校機能の同居 ⑦避難所機能の解消と学校機能の正常化	○学校機能再開のための準備

2 心のケア

(1) 生徒の心のケア

ア ホームルーム担任、養護教諭を中心に、日常生活の健康観察、面談、アンケート調査、保健室の来室状況、保護者等からの情報収集等により、生徒の心身の健康状態を把握する。

イ 事故・災害等を経験したことにより、情緒・行動・身体・認知面等にトラウマ反応が現れた生徒の支援に努める。

ウ 生徒の心のケアが必要と認められる場合は、教育支援委員会を開催し、心のケア体制を確立する。

エ 必要に応じて専門機関や関係機関との連携を図る。特に、次のような症状が見られた場合は、スクールライフアドバイザーや精神科医等専門家、関係機関等との連携を図り、支援する。

(ア) 急性ストレス障害【ASD】

事故等の遭遇した恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、そのときの出来事を繰り返し思い出し、情緒不安定、睡眠障害などが3日から1ヶ月持続する。

(イ) 心的外傷後ストレス障害【PTSD】

上記アの状態が1ヶ月以上持続する。

(2) 教職員の心のケア

ア 校長は、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮する。

イ 教職員は、生徒への適切な支援のためには、自身の健康管理が重要であることを理解する。また、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

3 報告・調査・評価・検証・再発防止

(1) 県教委への報告、支援要請

ア 校長は、事故・災害等が下記に該当すると判断した場合、速やかに県教委へ報告する。

報告対象事案	○死亡事故の発生 ○治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病の発生 ○その他、複数の生徒・教職員が被災するなど、事故・災害の発生
報告先	愛媛県教育委員会 高校教育課 〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 Tel 089-912-2950 Fax 089-912-2949

イ 校長は、基本調査の実施、保護者への説明、報道機関への対応等により必要と判断した場合、県教委に人員の派遣や助言などの支援を要請する。

(2) 基本調査の実施等

ア 基本調査の対象は、次のとおりとする。

(ア) 学校管理下（登下校中を含む）において発生した死亡事故

(イ) その他の事故のうち、被災生徒の保護者の意向も踏まえ、県教委が必要と判断した事故

イ **基本調査**における役割分担は、次のとおりとする。

校長	基本調査の全体統括・指揮
教頭	基本調査の取りまとめ、教職員に対する聴き取り
担任、養護教諭、部活動顧問等	当事者生徒及び目撃生徒に対する聴き取り

ウ 生徒・教職員から聴き取り調査を行う際は、その目的を明らかにした上で、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

エ 教職員からの情報収集は、記録用紙への記載や聴き取りとする。また、教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

オ 生徒からの聴き取りを行う際は、以下の点に配慮する。

(ア) 聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。

(イ) 当該生徒が話しやすい教職員が聴き取りを担当するなど、柔軟に対応する。

(ウ) 保護者と連携して心のケア体制を整え、自然と語れる雰囲気を作るよう工夫する。

(エ) 必要に応じて、記録用紙に記載してもらう方法をとる。

カ 教頭は、調査で得られた情報を時系列にとりまとめる。

キ 校長は、整理された情報を県教委に提出する。

ク 県教委が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校として協力する。

(3) 評価・検証・再発防止

ア 校長は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、危機管理の評価・検証を行う。

事前の対応	<input type="checkbox"/> 点検など事前の未然防止対策に不足はなかったか。 <input type="checkbox"/> 教職員への周知や研修に不足はなかったか。 <input type="checkbox"/> 生徒への安全教育に不足はなかったか。 <input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はなかったか。
発生時の対応	<input type="checkbox"/> 生徒の安全確保は適切に行われたか。 <input type="checkbox"/> 校内の緊急連絡体制は機能したか。 <input type="checkbox"/> 関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか。 <input type="checkbox"/> 情報収集・管理は適切に行われたか。
発生後・事後の対応	<input type="checkbox"/> 生徒・保護者への対応は適切に行われたか。 <input type="checkbox"/> 校内の対策本部体制（役割分担、情報共有等）は機能したか。 <input type="checkbox"/> 関係者、関係機関との連携は適切だったか。 <input type="checkbox"/> 関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか。

イ 校長は、評価・検証により得られた問題点や改善点について、教職員、生徒、保護者、関係機関への説明や意見聴取を踏まえ、再発防止策を検討する。

IV 避難所マニュアル・関係資料

1 避難所開設・運用マニュアル

(1) 収容人数及び備蓄品 (←事前 P 3 参照)

- ア 収容人数(1,517名)…本館(620名)、第2教棟(560名)、体育館(267名)、武道場(70名)
- イ 備蓄品(防災倉庫・体育館2階倉庫) (←事前 P 16 参照)

(2) 災害対応の設置物

- ア 避難所用の公衆無線LAN機器を体育教官室に設置
- イ 緊急時開放備蓄型自販機(LIFE LINE VENDER)を1台設置
※事務室にフリーペントキーを保管
- ウ 公衆電話(事務室前)での110番・119番通報は、硬貨不要



(3) 避難所運営の流れ (←事後 P 37 参照) ※「西条市避難所運営マニュアル」を参照

ア 初動期(災害直後～約24時間後)

- (ア) 西条市から施設管理者(本校)に避難所開設の要請がある。

○施設管理者(本校)は施設を開錠するが、安全確認までは避難者をグラウンドにとどめる。

- (イ) 施設管理者(本校)は、西条市から派遣された避難所担当職員や初期避難者と協力し、避難施設の安全を確認した後、避難者を誘導する。

○応急的な避難所準備組織のリーダーを選出し、施設の安全確認、避難スペース確保を行う。

○建物への立入りは、安全を十分に確信した後にする。危険箇所は立入禁止の措置をとる。

○体育館→武道場→第2教棟→本館の順に誘導する。

○負傷者、要配慮者(障がい者、妊産婦・乳幼児、要介護者等)に対応する。

○避難所担当職員が、西条市災害対策本部に状況を報告する。

イ 展開期(約24時間後～3週間程度)から安定期(概ね3週間目以降)

- (ア) 避難者が主体となり、本格的な避難所運営組織を立ち上げる。

○避難所運営委員会は、委員長、副委員長、避難所担当職員、施設管理者・職員(本校)、地域の関連団体、各活動班長、各居住組の組長で構成する。

○班は、名簿班、総務班、情報広報班、食料・物資班、救護班、衛生班を設ける。

○1日1～2回、避難所運営本部会議を開催する。

- (イ) 避難所担当職員や施設管理者(本校)の協力の下、西条市災害対策本部に避難所の状況を報告し、必要な食料、物資等を要請する。

- (ウ) 介護・介助が必要な高齢者、障がい者、難病・慢性疾患等を持つ方、妊娠婦・乳幼児、子ども、外国人等に配慮する。

- (エ) ボランティア等と連携する。

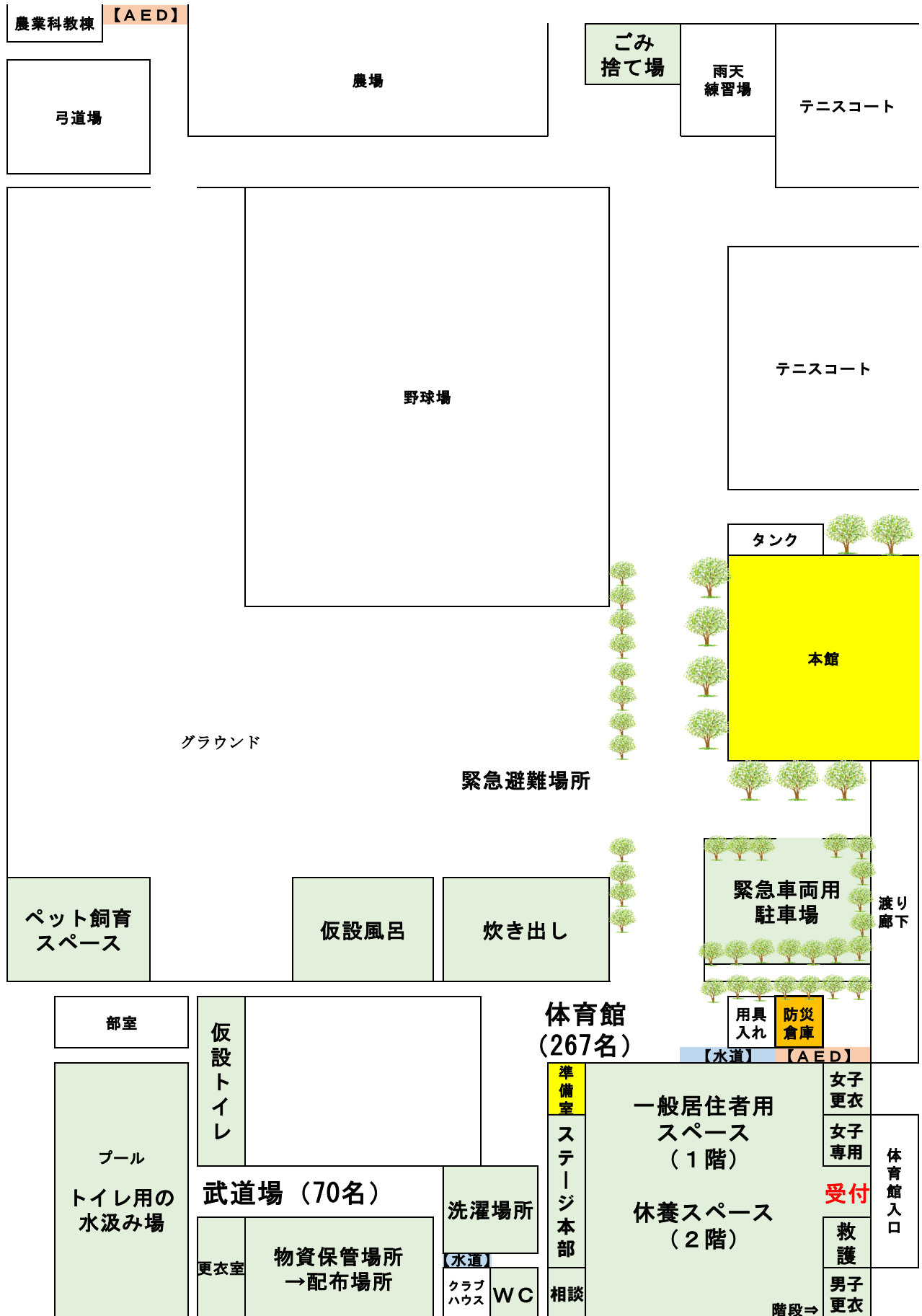
ウ 撤収期

- (ア) ライフラインの回復、応急仮設住宅への入居などにより、避難者が減少する。

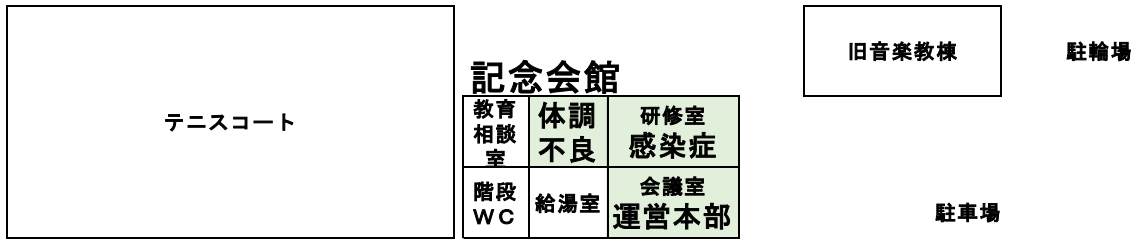
- (イ) 運営組織を縮小させながら、自立困難な避難者等に最後まで適切に対処する。

(4) 学校施設の利用計画

ア 安定期以降の学校施設利用計画 ※発生直後は全教室を開放 (人数は発生直後の受入れ人数)



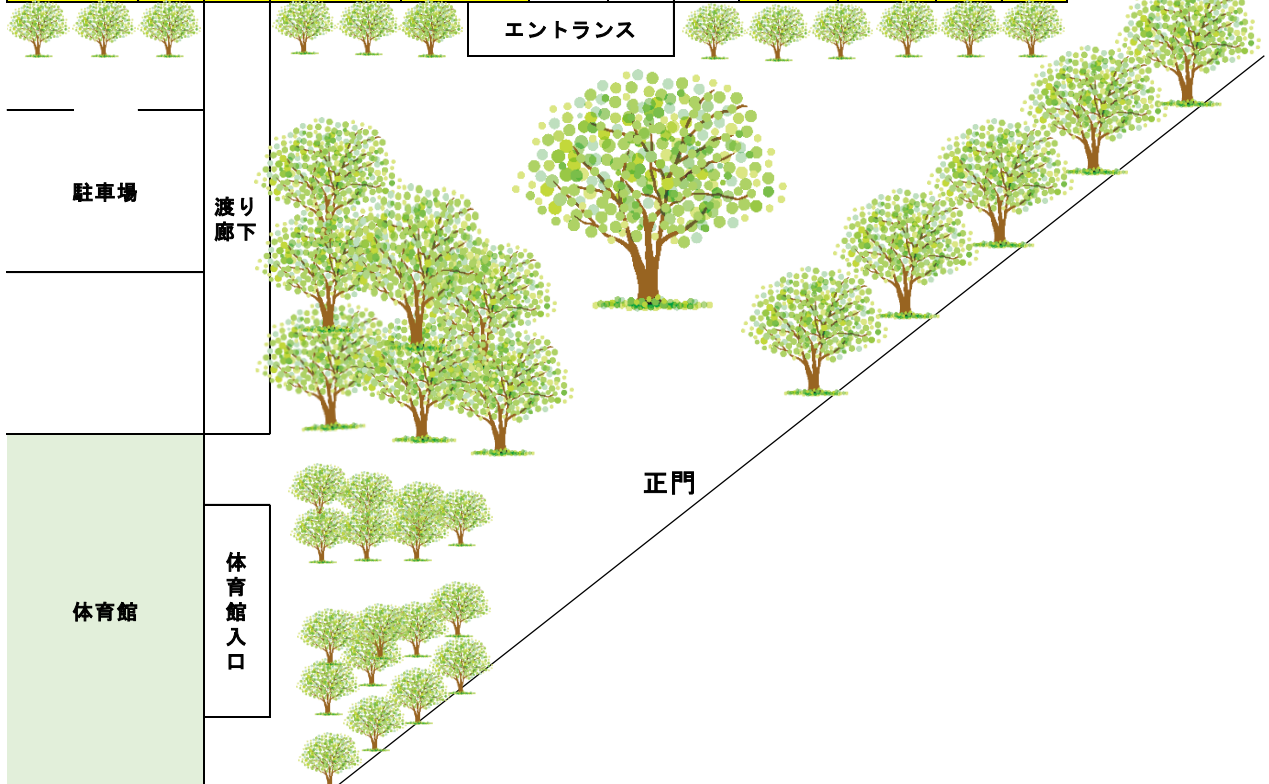
※黄色は学校教育エリア、緑色は避難所エリア



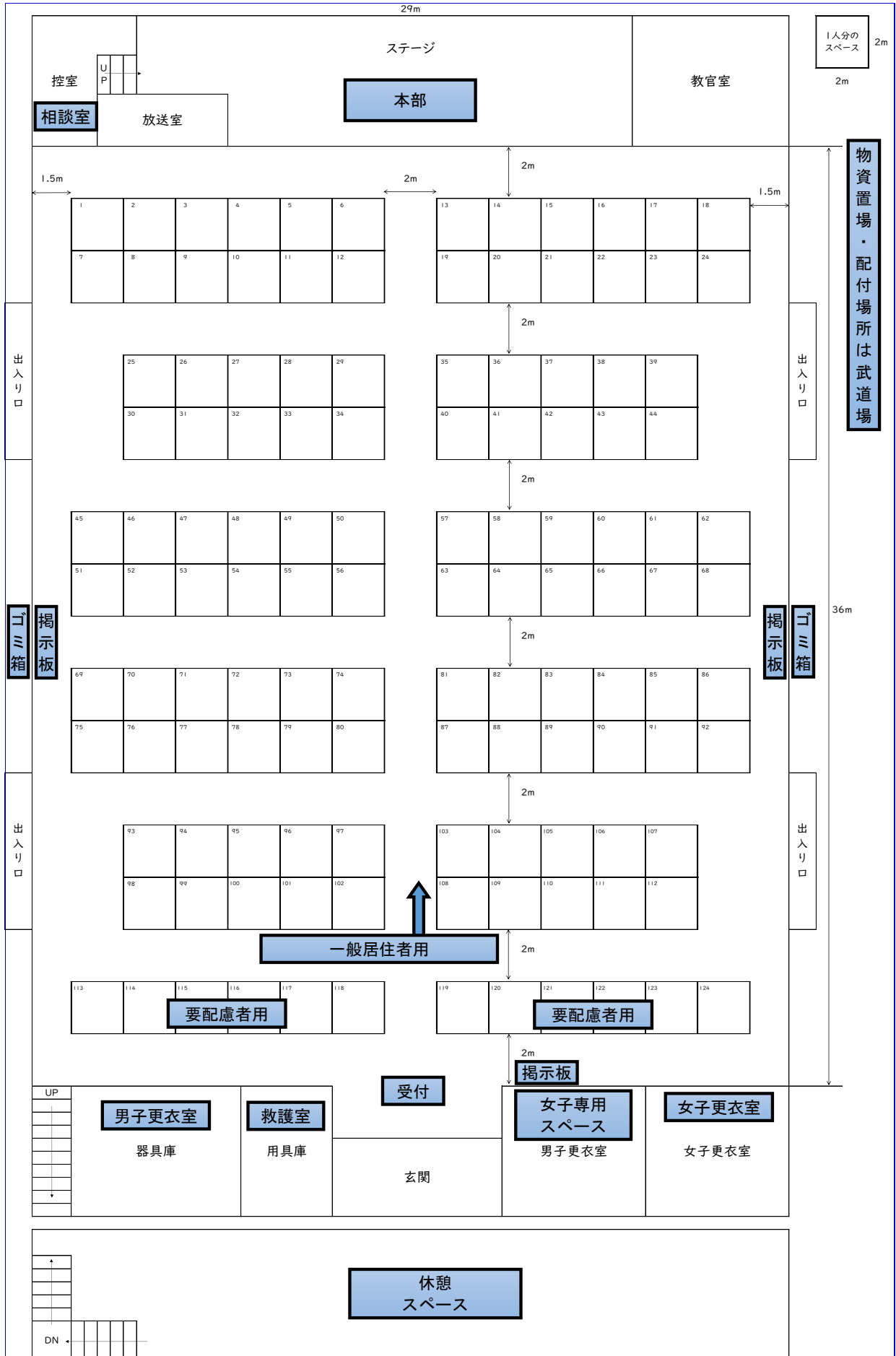
第2教棟 (560名)



本館 (620名)



イ 避難所における体育館の利用計画



ウ 学校開放時の注意事項

(ア) **災害対策本部** (本部長：校長、副本部長：教頭・事務長) 及び **連絡・避難所班** (主任：総務厚生課長、係教職員：総務厚生課員、事務課員) が中心となり、対応する。(←事前 P12 参照)

(イ) 災害発生直後は、職員室等の個人情報があるスペース等を除き、全教室を開放し、最大限避難者を受け入れる。次の場所は、開放しないこととする。

第三・第四分類データ及び薬品等保管場所	校長室、事務室、職員室、各準備室等
---------------------	-------------------

(ウ) 避難者を建物に入れる前に、安全を十分に確認し、危険箇所は立入禁止措置を行う。

(エ) 避難者は、原則として①**体育館** → ②**武道場** → ③**第2教棟** → ④**本館**の順で誘導する。

(オ) 居住スペース、立入禁止スペース、共有スペースを明確にする。

(カ) 校内は禁煙とする。

エ 災害発生直後の受入れ体制 (←避難所 P43 参照)

(ア) **避難者が主体**となり、**避難所運営組織**を立ち上げる。**学校は施設提供者**として最大限の協力をする。

(イ) 体育館入口に受付を設け、受付簿に「氏名」「住所」「電話番号」「特記事項」を記入していただく。その際、感染症罹患者は記念会館2階に誘導し、**感染症の拡大防止**に努める。

(ウ) 体育館ステージに、臨時本部を設置する(状況が落ち着けば、記念会館1階に本部を設置)。また、体育館内に掲示板を設け、避難者情報を開示する。

(エ) 介護・介助が必要な高齢者、障がい者、難病・慢性疾患等を持つ方、妊娠婦・乳幼児、子ども、外国人等に配慮し、必要に応じて教室に誘導する。

(オ) 体育館入口右横の更衣室の1つを女子更衣室とし、もう一つを授乳やおむつ交換等を行う女性専用スペースとする。

(カ) 体育館入口左横の用具庫と体育倉庫について、可能な限り用具等を出して活用する。用具庫は救護室、体育倉庫は男子更衣室とする。

(キ) 体育館では、可能であれば一人当たり畳2枚分のスペースを確保し、世帯単位で配置する。感染症対策のため、2mの通路を確保する。畳は、旧音楽教棟から搬出する。

(ク) トイレは配管が故障していないか確認した上で使用する。トイレ用の水は、プールからバケツで運搬する。

(ケ) 仮設トイレは、男女別とする。

(コ) ペット飼育スペースには、可能な限りテントを設営する。

オ 安定期以降の受入れ体制 (←避難所 P41~42 参照)

(ア) 安定期に入り避難者の数が落ち着いてきた時点で、早期の**教育活動再開**を目指す。

(イ) 学校施設の利用計画を基準として、教育活動を行うための教室を確保し、避難所との両立を図る。

(ウ) 保健室、食物教室、被服教室等の共有スペースの利用方法は、学校と避難所運営組織との間で協議する。

(5) 避難所運営の流れ ※「避難所開設アクションカード」を活用

※災害が発生し、丹原高校が避難所となる。⇒当面のリーダーを決める。

1 リーダーは、協力者を集め、避難所開設のためのチームを作る。

①安全確認チーム（施設の安全確認）

②受付設置チーム（受付の設置）

③区画割りチーム（居住区画・部屋名等を表示）

2 リーダーは、避難者受入れのためのチームを作り、受入れを開始する。

○リーダーはチーム長を指名し、指示する。

○各チームのチーム長は、リーダーに状況を報告する。

①受付チーム〈必須〉（受入れの実施）

②誘導チーム〈必須〉（居住スペースへ誘導）

③トイレチーム〈必須〉（使用できるトイレの確保）

④救護チーム（疾病者の把握、応急対応）

⑤要配慮者チーム（要配慮者の把握、生活支援）

⑥ペットチーム（ペットの受入れ）

⑦食料・物資チーム（食料・物資の受入れ、配給）

⑧情報伝達チーム（被災者への情報伝達）

⑨総務チーム（災害対策本部等との連絡・調整）

3 避難者の状況が落ち着いてきたら本格的な避難所運営本部を設置し、業務を引き継ぐ。

○総務班（←総務チーム）

○避難者管理班（←受付チーム）

○情報班（←情報伝達チーム）

○食料・物資班（←食料・物資チーム）

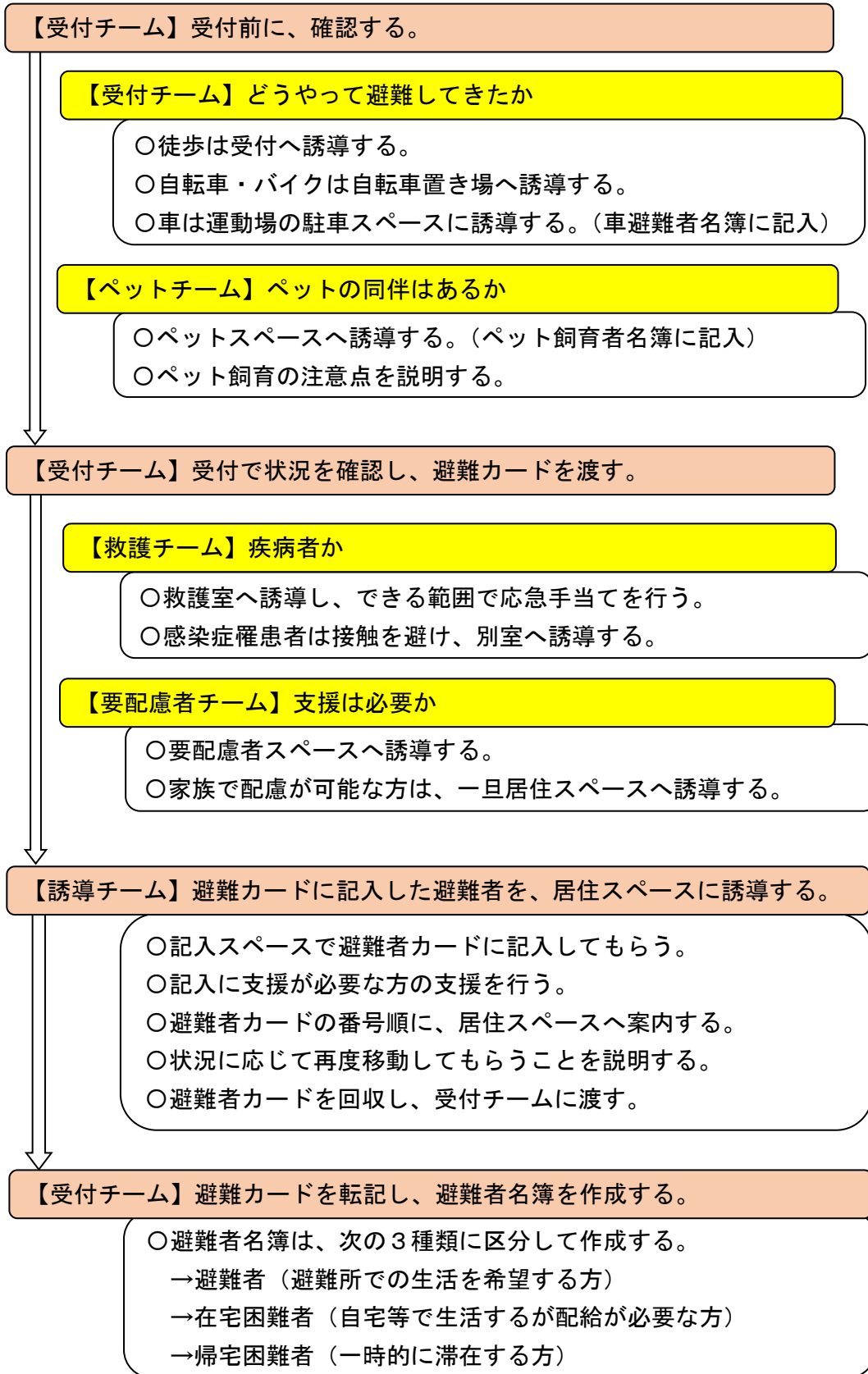
○施設管理班（←誘導チーム）

○保健・衛生班（←トイレチーム、救護チーム、ペットチーム）

○要配慮者支援班（←要配慮者チーム）

○ボランティア班

(6) 避難所受入れ手順



2 参考資料

(1) 文部科学省等

- 「学校防災マニュアル（地震・津波被害）作成の手引き」（文部科学省）平成 24 年 3 月
- 「学校事故対応に関する指針」（文部科学省）平成 28 年 3 月
- 「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項」（文部科学省）平成 29 年 3 月
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（文部科学省）平成 30 年 2 月
- 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省）平成 31 年 3 月
- 「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」（文部科学省）令和 2 年 3 月
- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省）令和 3 年 6 月
- 「第 3 次学校安全の推進に関する計画（令和 4～8 年度）」（文部科学省）令和 4 年 3 月
- 「国民保護ポータルサイト」（内閣官房）

(2) 環境省等（アレルギー、熱中症）

- 「熱中症環境保健マニュアル 2018」（環境省）平成 30 年 3 月
- 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（日本スポーツ協会）平成 30 年 7 月
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会）令和 2 年 3 月
- 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（環境省、文部科学省）令和 6 年 4 月

(3) 愛媛県

- 「愛媛県学校安全の手引（改訂版）」（愛媛県教育委員会）平成 20 年 10 月
- 「学校防災マニュアル確認チェック表」（愛媛県教育委員会）平成 24 年 6 月
- 「学校防災マニュアル確認チェック表参考資料」（愛媛県教育委員会）平成 24 年 6 月
- 「津波浸水想定について（解説）」（愛媛県）平成 25 年 6 月
- 「危機発生時の職員行動基準」（愛媛県）平成 27 年 4 月
- 「愛媛県危機管理計画」（愛媛県）平成 28 年 4 月

(4) 西条市

- 「西条市避難所設置運営マニュアル」（西条市）平成 28 年 1 月
- 「西条市地域防災計画」（西条市）平成 31 年 3 月
- 「災害対策本部配備基準」（西条市）令和 2 年 4 月



